

海津市地域強靱化計画（案）

～強く、しなやかで、元気な海津市を次世代に引き継ぐために～

2017年11月15日

海津市



< 目 次 >

はじめに

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格	3
3. 計画期間	3

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 目指すべき将来の地域の姿	4
2. 基本目標	5
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	5

第2章 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性	7
2. 気候的特性	8
3. 社会経済的特性	9

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1. 風水害（風害、洪水、土砂災害）	1 2
2. 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）	1 2

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方	1 4
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	1 4
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	1 6

第5章 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理	1 7
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	1 7
2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	1 7
2.2 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～	1 8
2.3 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～	1 9
2.4 都市、住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	2 0
2.5 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～	2 0
2.6 産業 ～サプライチェーンの確保～	2 1
2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	2 2
2.8 行政機能 ～自治体機能の継続～	2 3
2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	2 4

2. 10 地域づくり・リスクコミュニケーション	2 5
2. 11 メンテナンス・老朽化対策	2 6
第6章 計画の推進	
1. 施策の重点化	2 8
2. 毎年度のアクションプランの策定	2 8
3. 計画の見直し	2 8
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価	3 0
(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果	4 7
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	6 0
(資 料)	
◎海津市地域強靱化計画の策定経緯	7 3
◎海津市地域強靱化計画策定に係る検討組織	7 6
◎近世以降における主な災害	7 7
◎活用したアンケート調査	7 9
◎海津市防災会議条例	8 0
◎海津市地域強靱化計画推進本部設置要綱	8 2
◎海津市防災委員会要綱	8 4

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な海津市を作り上げるために策定するものである。

2. 計画の性格

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。また、岐阜県が策定した「岐阜県強靱化計画」（平成27年3月）、及び、海津市第2次総合計画（平成29年3月）と調和を図るものとする。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方策を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とする。

なお、計画期間内であっても、修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 目指すべき将来の地域の姿

～ 強く、しなやかで、元気な海津市を次世代に引き継ぐために ～

上記の目指すべき将来の地域の姿の実現が、災害によって頓挫しないようにするために、強靱化の取り組みを進めていく。

(強靱化の理念)

本市は、養老山地とその裾野に広がる扇状地、濃尾平野の西端にあたる海拔ゼロメートルの水郷地帯で形成されている。温暖な気候、豊かな水と自然に恵まれ、古くから人が住み着き、暮らしや文化を育んできた。その反面、水との闘いの歴史でもあった。先人たちは、努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、住み良い郷土を築き上げてきた。

そして今日、かつてない少子・高齢社会、人口減少が進み、地域コミュニティの絆は以前ほど強くない。こうした状況下にあって、災害に強く、しなやかで元気な海津市を築き、次の世代に引き継いでいく必要がある。このため、私たちは今一度、豪雨災害や巨大地震といった「万一」の危機を直視し、「災害を忘れることなく」、平時からの備えを行っていかねばならない。

(過去の災害を検証し、大規模自然災害に備えた取組みを強化する)

平成27年9月関東・東北豪雨による洪水被害や平成29年7月九州北部豪雨、東日本大震災、熊本地震など過去の災害の教訓を踏まえ、これまで積み重ねてきたハード・ソフト両面にわたる対策を活かす。また、国や県、隣接市町と連携し、市民、企業、関係団体が一体となって、頻発する豪雨災害や今起こっても不思議ではない巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災、及び迅速な復旧・復興に向けた取組みの強化を図っていく必要がある。

(山林や農地を保全し、地域を守る)

「川を治めるには、まず山を治める」—明治改修を指導したオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの言葉である。国土保全の観点から、多面的機能を有する山林や農地が適切に保全されることが重要であり、地域における営みがその重要な役割を担っている。また、豊かな伝統、文化の源である地域が元気であることは、コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

(国全体の強靱化に貢献する)

本市は、アジア初の世界ボート選手権が開催された長良川国際レガッタコースを有しており、当会場は第20回アジア競技大会においてもカヌースプリント、ボート競技の開催が予定されている。現在、首都直下地震の発生が懸念されている中で、2020東京オリ

ンピック・パラリンピックのバックアップ会場としての役割を果たすことが考えられる。

あるいは、名古屋市から約30キロメートルという地理的優位性などから、名古屋圏から企業誘致などを行うことで、南海トラフ地震の際などのリスク分散の適地としての役割を果たすことが考えられる。

これらの役割を果たすことにより、国全体の強靱化に貢献することが期待される。

(自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る)

過去の大規模災害では、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、学校、企業、ボランティア等との連携を深めることが重要である。また、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

一方、毎年のように各地で起きる災害を自分のことと感じ、自然への畏れを忘れることなく、災害を未然に防ぐような日頃からの備えが大切である。

(事前復興のあり方を考える)

震災後の「まちのあるべき姿」を描き、災害に強い都市のグラウンドデザインという大局的観点から災害対策の取り組みを進める事前復興のあり方を考えておく必要がある。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを市民一体となって進めることにより、本市の持続的成長、地域の発展へとつなげていく。

2 基本目標

基本法では、その第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や少子・高齢社会の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みにあたること。
- ・岐阜県の最南端に位置し、愛知県、三重県と境を接することから、県域を越えた連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、医療・介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。
- ・災害後の回復力の源泉でもある若者の数が激減しており、こうした傾向に歯止めをかけるとともに、市民一丸となって減災に取り組むこと。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、民間事業者、市民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないようライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・社会の効率化・高機能化に伴い、災害脆弱性が高まっていることに留意が必要であること。

第2章 本市の地域特性

1 地理的・地形的特性

(輪中と養老山地の裾野に広がるまち)

本市は、西に標高500～800mの養老山地が横たわり、まちを縦断する形で雄大な木曽三川が北から南に流れている。

養老山地は、秩父古生層のチャート、砂岩からなり、東西方向に約5～8km、南北に約26kmの断層山地である。海津市側である東側にのみ急斜面な断層崖をもつ傾動地塊であるため、東斜面には土石流による扇状地の発達著しい。この土石流涵養型扇状地は山麓部分の標高10mから150mにかけて分布している。

一方、揖斐、長良、木曽の木曽三川は、山地から濃尾平野に出る出口は異なるが、この濃尾平野の地盤が東高西低で動いてきたため、三川は河口に近づくと平野の西南部に集中してくる。このため、西南部では三川が網状に相互に交錯して流下していた。このことが濃尾平野に特異な水害をもたらし、また特色ある輪中を形成した自然的要因でもある。

近年、長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成したほか、堤防、排水施設が整備され安全性は大きく向上したが、集中豪雨などにより揖斐川・長良川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じる恐れがある。また、本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。このような地形的特徴を持つ本市では、災害被害を軽減するために、治山、治水、砂防対策が必要不可欠となっている。

(伊勢湾河口から約13kmに位置)

内陸県である岐阜県にあって、本市の伊勢湾河口に最も近いところは、河口から約13kmに位置しており、潮の干満の影響を受ける。

本市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないが、津波による影響も無視できない。岐阜県では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を公表した。前提条件としては、悪条件下で最大クラスの津波が来襲した場合の想定となっており、海岸線から陸地を超えた津波遡上ではないが、木曽川、長良川、揖斐川を津波が遡上し、地震により沈下した河川堤防を乗り越えるなど、本市で津波による浸水が発生するとの調査結果となっている。この結果を今後の住民避難等の対策に活かしていく必要がある。

(岐阜県最南端の地)

本市は、岐阜県最南端に位置し、県内では羽島市、養老町、輪之内町、また三重県では桑名市、いなべ市、愛知県では愛西市と境を接している。このため、名古屋市や愛知県及び三重県との結びつきも強い。

(南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生を懸念)

今後30年以内に70%の確率で発生するといわれている南海トラフ地震において、本市は最大震度6弱に見舞われると予測されており、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受

けている。

また、本市に存在する活断層は、養老山地の東縁の養老一桑名一四日市断層と平地部の伏在断層である。この養老一桑名一四日市断層帯が引き金となって地震が発生した場合、本市では最大7の震度が予測されている。

（土地利用の状況）

山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されているが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分（線引き）は行われておらず、用途地域も指定されていない。

都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されている。

店舗等の商業用地への立地は、3つの旧中心市街地や鉄道駅周辺から、幹線道路沿道へシフトする傾向が進んでいる。

旧中心市街地や鉄道駅周辺の市街地において、商業施設等の閉鎖が進んでいるほか、空き家の増加に伴う防災性や防犯性の低下も課題となっている。

（道路及び河川施設の状況）

本市における道路の状況は、国道258号（2車線）のほか、5つの主要地方道、一般県道がある。このほか市道は4, 175路線、総延長1, 151. 1kmにも及ぶ。木曽三川などの河川がまちを縦横に流れているため橋梁が多く、老朽化が進行しているため長寿命化や架け替えの検討が必要となっている。

本市を流れる三大河川に目を向けると、中央部を縦断する揖斐川に架かる橋梁は4橋であるのに対し、東側の長良川・木曽川では3橋となっている。

特に、長良川・木曽川に架かる東海大橋から立田・長良川大橋までは、9km近くにわたって橋梁がなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしているほか、洪水時の広域避難など防災上も大きな課題となっている。

一方、木曽三川以外の河川としては、津屋川、山除川、大樽川、大江川などがある。

現在、国によって揖斐川を中心に堤防の整備が計画的に進められている。このうち太田特殊堤は老朽化、不同沈下等によるクラック発生などにより改修工事が進められている。

また、国、県、市が管理する排水機場をはじめとする排水施設が市内に16カ所ある。

2 気候的特性

冬季には、伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いが、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

本市の近年における年間降水量は、1, 200mm～2, 500mmであるが、揖斐川、長良川の上流域は3, 000mmを超える日本でも有数の多雨地帯であり、その下流にあたる本市は常に洪水の危険にさらされている。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

3 社会経済的特性

(濃尾平野の穀倉地帯)

本市は、濃尾平野の穀倉地帯の一角にあり、水稻、小麦や大豆等の穀物やトマト、キュウリ、ナス、イチゴ、メロンといった施設園芸、肥育・酪農、養鶏等の畜産、養老山麓では、ミカン、柿の果樹栽培がおこなわれている。近年、鳥獣による農作物被害の増大や遊休農地及び耕作放棄地の増加、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用などにより、優良農地等の保全が課題となっており、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念される。

また、農業生産基盤等土地改良施設の整備が進んでおり、集落営農組織の規模及び数は県下有数となっているが、担い手は高齢化している。

(山と川の恵み)

林業については、長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が十分に行われにくい状態にある。市では、森林の保全や水源の涵養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林管理に努めている。

また、木曽三川の流域に位置していることなどから、魚類やシジミなどの河川漁業がおこなわれてきたが、近年、異常気象や生息環境の変化等により、漁獲量が減ってきている。

(製造業と卸売業・小売業が盛ん)

平成26年経済センサス基礎調査によると、市内には1,674事業所があり、製造業と卸売業・小売業が盛んである。市内産業に占める割合は、事業所数が計45.2%、従業員数が計55.4%と、本市の雇用創出、経済活力向上に寄与している。

また、製造業の中でもプラスチック製品製造業、繊維工業、金属製品製造業の事業所が多く、本市の地域経済の中核を担っている。

一方、東海環状自動車道西回りの開通及び周辺地域へのインターチェンジの開設による立地条件の優位性を活かして、誘致企業受け入れのための基盤整備が求められている。

(県下有数の観光都市)

本市の観光入込客数は、平成28年現在、年間約465万人であり、その内訳としては千代保稲荷神社(約164万人)、千本松原・国営木曽三川公園(約145万人)と、この2カ所で全体の約7割弱を占めている。観光手段としては約9割が自家用車利用であり、他圏域と比較してもその割合が高く、名古屋市から30km圏内の距離にあり、自動車によるアクセスの良さから、日帰り客の観光が中心となっている。一方、市内には宿泊施設が少なく、宿泊を近隣市町に依存している状況にある。

(長期にわたる人口減少、少子・高齢社会の進展)

本市の総人口は、平成7年までは微増傾向にあったが、平成7年の41,694人をピークに減少に転じており、平成27年国勢調査では35,206人となっている。一方、世帯数は11,513世帯であり、1世帯当たりの平均世帯人員は核家族化や単独世帯の増加により減少し、3.06人/世帯となっている。また、平成2年頃から高齢化率の上昇が著しくなってお

り、平成27年国勢調査では29.1%に達し、社会・経済の担い手である現役世代の減少による地域社会の崩壊が懸念されている。

（災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方の増加）

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成27年の国勢調査では10,246人、高齢化率は29.1%で増加傾向にあり、これに伴い要介護認定者数も年々増加している。一方、要介護者を支える40歳から64歳の人口は減少しており、要介護者1人を平成20年度では約10人で支えていたものが、平成28年度には約8人で支えている。

また、障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能になった。本市では、身体障がいの手帳所持者は、ほぼ横ばいであるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者数は年々増加傾向にある。

今後、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や、障がいのある方が増加していくことが予想され、災害時における支援のあり方が大きな課題となっている。

（医療・介護事業者との連携）

平成29年4月現在、市内には、一般病院が1カ所、精神科病院が1カ所、医院（開業診療所）が19カ所あり、診療所一施設当たり人口は、ほぼ県平均水準となっている。救急医療体制は、市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されている。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療については、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組まれている。また、要介護認定者は増加傾向にあり、それに伴い介護サービスの提供も増加している。

（地域の安全・安心を担う人材の不足）

地域防災の重要な担い手である消防団員数は減少傾向にあり、また迅速な復旧や社会資本の維持管理等を担う建設業の担い手が不足するなど、地域の安全・安心を担う人材不足が懸念されている。

消防団は、15分団で構成され、平成29年4月1日現在、団長以下375人の団員が所属している。また、海津市女性防火クラブが結成され、192人が活動している。少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっている。

また、自主防災組織の組織率は平成29年3月現在68.8%（県平均89.9%）と高くない。一方、各地で地域の防災リーダーの育成が行われており、防災リーダー認定者数は86人（平成29年3月末現在）となっている。

市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助、共助、公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっている。

（市民の意識）

平成28年2月に公表された「海津市市民意識調査分析結果報告書～総合計画に向けた市民

意識調査分析結果～」における重要度についての平均ポイントでは、40項目中「地震や風水害などの防災対策」が最も高くなっている。

一方、「電車・バスの利便性」「通勤・通学の利便性」「買い物のしやすさ」は、重要度が高いものの、満足度が低くなっている。

また、平成25年10月から平成26年3月までの期間で調査を実施した「これからの水災害に備える住民意識調査」では、防災対策は「行政が主導すべき」との回答が全体の2/3を占めており、公助依存型の市民意識がうかがえる。

（市民参画）

平成28年の自治会加入率は86.6%となっている。人口減少や高齢化社会の進行により担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応ができなくなる事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況がみられる。

（住環境）

本市の上水道は、海津、平田、南濃の3系統で給水されており、平成28年度末の上水道普及率は97.0%で、給水体制は、ほぼ整備された状況にある。上水道は市民の重要なライフラインであり、地震等の災害時にも早急に復旧できるよう、施設の耐震化等の整備を推進することが重要である。

一方、下水道、農業集落排水、浄化槽を合わせた污水处理施設の平成28年度末普及率は91.5%となっている。

本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所（平田公園）、街区公園17カ所、都市緑地1カ所（平田リバーサイドプラザ）の計19カ所が整備されており、この他、自然公園3カ所、国営公園、広場等9カ所、及び各自治会で管理しているちびっこ広場が整備されている。身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められる。

（教育環境）

本市の児童・生徒数は、平成29年5月1日現在、それぞれ1,662人、954人で、近年ともに減少傾向にある。災害に適切に対応する能力等を身につける防災教育等を拡充していくことが求められている。

学校教育施設については、耐震補強工事が施されているものの、全体的に老朽化しており、大規模改修等を計画的に実施し、適切に維持・管理を行う必要がある。

一方、文化センター等多くの社会教育施設やスポーツ施設においても老朽化が進行しており、公共施設等管理計画に基づく適正な配置とその維持管理が課題となっており、計画的な改修や長寿命化を引き続き推進していくことが必要である。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において最も発生頻度が高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模自然災害を対象とする。

1 風水害（風害、洪水、土砂災害）

本市における台風による被害は沿岸地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、大型台風が本市の西方を北上する場合にあっては、大きな被害を受ける恐れがある。なお、平成16年の台風23号においては、本市において1人の犠牲者が出ている。

一方、水害は、本市の地形的要因から、平野部水害（洪水）と山地部水害（土砂災害）に大別される。

平野部水害は、集中豪雨による湛水、堤防の決壊、溢水等による浸水被害が主体となり、長良川や揖斐川の堤防が決壊した場合には、標高の低い平野部では激甚な災害となる。1976（昭和51）年に台風17号による影響により安八町森部地内で長良川が決壊しているほか、1896（明治29）年には市内勝賀地内で長良川堤防が決壊して浸水している。

山地部水害は、山腹の崩壊等による土砂の流出による被害であり、家屋や耕地等の流出あるいは道路橋梁等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。養老山地の沢筋の多くは、「土石流危険溪流」等に指定されている。

2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

本市に最も関係する内陸直下型地震の原因となる活断層としては、養老―桑名―四日市断層帯がある。この断層帯は、宮代断層、養老・桑名断層及び四日市断層と、これらに付随する断層から構成される。

このうち、養老・桑名断層では、過去2千年間に2回の活動が推定される。最新の活動は13世紀以後～16世紀以前、一つ前の活動は7世紀以後～11世紀以前であった可能性がある。過去約1万年間の平均的な活動間隔は、1,400～1,900年であった可能性がある。地震に伴う上下方向のずれの量は、1回につき約6mと推定され、過去にマグニチュード8程度の大地震が繰り返し発生してきたと推定される。

約60kmの断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード8程度の地震が発生すると推定される。このような地震が発生する長期確率の最大値をとると、今後30年間に地震が発生する可能性は、国内の主な活断層の中では、やや高いグループに属する。

一方、南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれにあたる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

こうした巨大地震が発生した場合には、軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象・火災の発生等により大きな被害を受けることが懸念される。

1707年(宝永4年)の宝永地震は、南海トラフで起きた最大規模の地震であったために、災害は広範囲にわたった。とりわけ、東海道から伊勢湾の沿岸、紀伊半島などの震害が甚大で、特に沖積層の厚い地域での震害が顕著であったことから、本市においても大きな被害が予想される。

更に、海溝型である南海トラフ地震では、津波による影響も無視できない。宝永4(1707)年10月4日の宝永地震では津市で2.4～3.2mが測定されている。海岸に遡上した津波は、地形により流れがさまざまに変化し、河口付近では流速が特に早いので注意を要する。地震により堤防が損傷している場合には、河口から15kmに位置する本市でも大きな被害を受ける可能性がある。

このほど、岐阜県では津波浸水想定調査の結果を公表した。この調査は悪条件化で最大規模の津波が来襲した場合の想定であり、河川堤防については、河川管理者が実施した耐震性能照査結果にかかわらず、地震発生時に一律堤防が75%沈下し、越流時に破壊するという条件のもとでシミュレーションを行っている。その結果、海岸線から陸地を経た津波遡上はないが、木曽川、長良川、揖斐川を津波が遡上し、地震により沈下した河川堤防を乗り越えるなど、本市で津波による浸水が発生する結果となっている。

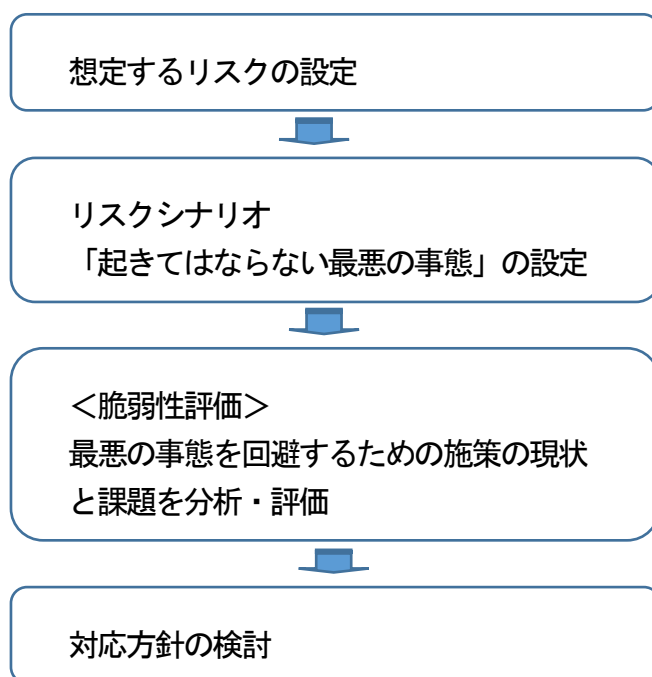
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。一方、県の計画では7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、これらのことを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	津波等による人的被害の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	孤立集落の発生
		2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給の途絶
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの分断
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、堰堤、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

(個別施策分野)

- ①交通・物流 ②国土保全 ③農林水産 ④都市・住宅／土地利用 ⑤保健医療・福祉
- ⑥産業 ⑦ライフライン・情報通信 ⑧行政機能 ⑨環境

(横断的分野)

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション ⑪メンテナンス・老朽化対策

各個別評価結果は、別紙1、2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した次の11施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

- ①交通・物流 ②国土保全 ③農林水産 ④都市・住宅／土地利用 ⑤保健医療・福祉
⑥産業 ⑦ライフライン・情報通信 ⑧行政機能 ⑨環境

（横断的分野）

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション ⑪メンテナンス・老朽化対策

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の11の施策分野ごとの推進方針を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

2.1.1（基幹道路の整備促進）

- 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の新架橋建設促進を、強く関係機関に働きかける。【建設課】
- 基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジ、国道258号の4車線化などの整備促進を関係機関に働きかける。【建設課】

2.1.2（道路ネットワークの整備）

- 侵入経路が1方向しかない地区に対して、洪水や土砂災害、震災による山体崩壊などを考慮し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取り組みを進める。【建設課】
- 広域的かつ大規模な災害の際に、道路インフラの被災により医療施設への緊急搬送等に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの整備（道路拡幅、耐震化、強化）や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】
- インフラの被災により庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの整備（道路拡幅、耐震化、強化）や橋梁の耐震補強等を国・県に

働きかける。【建設課】

○ 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により、市管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワーク整備を着実に進める。【建設課】

2.1.3（養老鉄道養老線との連携、存続支援）

○ 養老鉄道養老線が地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。【市民活動推進課】

2.1.4（道路情報の共有）

○ 豪雨等の風水害に備え、道路管理者と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。

＜電力会社、ガス会社、情報通信事業者＞【建設課】

○ 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行う。【建設課】

○ ２つの道の駅において、災害時における道路状況等を道路利用者に提供する。【農林振興課】

2.2 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

2.2.1（総合的な治水・土砂災害対策の推進）

○ 水害対策では、地理的特性を踏まえて、広域避難を推進する。【危機管理課】

○ 助命壇を資料として防災教育に活かすとともに、河川防災ステーション（河川防災拠点）等の整備促進を国に働きかける。【建設課・学校教育課・社会教育課】

○ 緊急性の高い箇所を中心に、砂防施設の整備を県に働きかける。【建設課】

○ 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を計画的に推進する。【建設課】

○ 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策を国・県に働きかける。【建設課】

○ 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を国・県に働きかける。【建設課】

○ 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策の整備を国・県に働きかけるとともに、ソフト対策を適切に推進する。【建設課】

○ 大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組むよう、国・県等関係機関に働きかける。【建設課】

○ 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするために、河川等のハード対策整備を国・県に働きかける。【建設課】

2.2.2（総合的な津波対策）

- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に準じた支援を県に求めていくとともに、津波避難施設の整備を検討する。【危機管理課】
- 河川施設の耐震化、構造を強化するなど、国に働きかける。
【建設課】

2.2.3（治山対策の推進）

- 山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林整備及び保全を推進するとともに、岐阜県治山事業実施要領に基づき、市内治山要望箇所を取りまとめ、県へ要望していく。
【農林振興課】
- 崩壊や土砂流出の高い箇所を把握するとともに、治山えん堤、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進めるよう、県に働きかける。【農林振興課】
- 崩落や土砂流出等の危険性の発見に努め、治山施設の整備を県に働きかける。【農林振興課】

2.3 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～

2.3.1（農業関係施設の防災対策）

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する。【農林振興課】
- 関係機関と連携し、農業用排水機場の耐震化、液状化対策を推進する。【農林振興課】

2.3.2（農林道の整備）

- 「岐阜県森林作業道施設指針」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理に努める。【農林振興課】

2.3.3（農業ため池の防災対策）

- 市民との連携による一斉点検を通じて施設の現状を把握するとともに、豪雨や地震に対して被災する可能性や周辺への影響度を改めて確認し、今後の効率的かつ重点的なため池の防災・減災対策に活用する。【農林振興課】

2.3.4（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域において、農地が有する保水効果など、国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取り組みを支援する。【農林振興課】
- 農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。【農林振興課】

2.3.5（災害に強い森林づくり）

- 「市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を

適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。【農林振興課】

- 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を進める。【農林振興課】
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備を計画的に推進する。【農林振興課】

2.3.6（農地の復旧・復興）

- 早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。【農林振興課】

2.4 都市、住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

2.4.1（住宅・建築物等の地震対策）

- 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、市の制度拡充や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫した支援体制の構築など、きめ細かな対応等を実施する。
【住宅都市計画課】
- 総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、空家等対策計画に基づき実施する。
【住宅都市計画課】
- 密集市街地の防災機能の向上を図るため、面的整備の促進を図る。また、停電時の通電火災の防止対策として、各家庭への感震ブレーカー設置の普及を促進する。【消防本部】

2.4.2（規制の検討）

- 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の区域について、浸水被害軽減地区として指定することの検討を行う。【危機管理課】
- 土砂災害のハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。【建設課・危機管理課】

2.4.3（地籍調査の実施）

- 一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界等の調査と面積測量を行い、地籍簿・地籍図を作成し、登記簿上の地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。【住宅都市計画課】

2.4.4（仮設住宅、復興住宅の供給）

- 仮設住宅、復興住宅として活用可能な空間を把握しておく。また、運用にあたっては、コミュニティを重視することとする。【住宅都市計画課】

2.5 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

2.5.1（災害医療・介護体制の充実）

- 大規模災害を想定しての訓練を実施するなどして、災害拠点病院等との連携体制の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】
- 平時から県域を越えた救急医療連携体制を図り、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。【健康課・消防本部】

2.5.2（人材の確保・育成）

- 関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】

2.5.3（地域医療体制の充実）

- 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化して、初動期訓練や情報伝達訓練を行うとともに、柔軟に対応できる実践的な方法を検討していく。【健康課】
- 医療機関、医療救護所等での医療体制の確保が懸念されることから、発災時の医療機関等の被災状況を把握するため、情報連携を検討する。【健康課】

2.5.4（福祉支援体制の構築）

- 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていく。【高齢介護課・はつらつ・松風苑】
- 高齢者見守りネットワーク体制を構築するため、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うことができるか、訓練するなどして検証する。【高齢介護課】

2.5.5（福祉施設等への支援）

- 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導を図る。【社会福祉課・高齢介護課】

2.5.6（公衆衛生体制の充実）

- 市報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防の必要性を啓発し、市民意識の底上げを行っていく。【健康課】

2.6 産業 ～サプライチェーンの確保～

2.6.1（BCPの策定促進）

- 商工会と連携して企業のBCP策定の支援を行う。【商工観光課】
- 農業法人へBCP策定に関するPRを行うとともに県が開催するBCP策定セミナー等の情報を周知する。【農林振興課】

2.6.2（本社機能の誘致・企業誘致）

- 大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る。【商工観光課】

2.6.3（東京五輪への貢献）

- 本市では、長良川サービスセンターにおいてボート競技などの事前キャンプの誘致を目指しており、国全体の強靱化に資する観点から、更なる役割の拡大を検討する。
【スポーツ課】

2.6.4（ネットワークの強化）

- 災害による輸送ネットワークへの影響を最小限にとどめるよう、商工会を通じて日頃より啓発しておく。【商工観光課】
- 各企業が、災害時でも様々なネットワークを通じて情報収集ができるよう、商工会を通じて啓発する。【商工観光課】

2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

2.7.1（応急給水体制等の整備）

- 応急給水を効率的に行うための体制の整備、応急給水資機材の備蓄をしておく。【上下水道課】

2.7.2（上下水道施設の地震対策、老朽化対策）

- 上水道施設は、市上水道事業見直し基本計画、管路更新計画に基づき、計画的に更新する。施設の耐震化は、更新時期に合わせて実施する。なお、海津・平田地域、南濃地域は、それぞれ連絡管路により送水が可能となっている。【上下水道課】
- 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づき計画的な施設の改築更新・耐震化を進め、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止の未然防止を図る。【上下水道課】

2.7.3（再生可能エネルギーの推進）

- 地域の重要な防災拠点を中心に、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
【企画財政課】
- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策の在り方について災害種類別に検討を進める。【企画財政課】

2.7.4（事業者の災害対応力強化）

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及

び復旧の迅速化を図る。＜電力会社＞

○ 災害時に必要なＬＰガスの調達及び安全供給を行うため、(社) 岐阜県エルピーガス協会と協定を締結しており、引き続き安定供給が図られるよう推進する。＜ガス会社＞

○ 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新、追加配備を引き続き計画的に推進する。

＜情報通信事業者＞【危機管理課】

2.7.5（下水道ＢＣＰの整備）

○ 発災時の下水の排除、処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う。【上下水道課】

○ 下水道施設の耐震化が未了の中、大規模地震発生時に必要な業務を的確に行うため下水道ＢＣＰを策定し、更に実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する。【上下水道課】

2.8 行政機能 ～自治体機能の継続～

2.8.1（防災拠点の整備）

○ 防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進めることにより、広域受援体制の強化を図る。【危機管理課】

○ 災害時に避難所や物流拠点となり得る２つの「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を図る。【農林振興課】

○ 庁舎西館１階にある自家発電機の代替施設を検討する。【総務課】

2.8.2（非常用物資の備蓄）

○ 生活必需物資や医療救護、緊急救護など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。【危機管理課】

○ 協定を締結するなどして、民間企業と連携して備蓄物資の強化を図る。【危機管理課】

○ 市営高齢者介護施設入所者の食料、飲料水、おむつ、医薬品など、常に３日～７日分を準備しておく。また、職員は、各自で備蓄しておく。【はつらつ・松風苑・秘書広報課】

○ 市では、帰宅困難者も想定して更なる備蓄食料、飲料水を確保する。【危機管理課】

○ 各小中学校は、児童生徒３日分の食料等を備蓄しておく。【学校教育課】

○ 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制を維持しており、体制の維持・拡大を図る。【危機管理課】

○ 停電に備えた発電機、照明、ラジオ等、また上下水道機能停止に備えて簡易トイレ等を計画的に整備する。【危機管理課】

2.8.3（消防力の強化）

○ 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防力

を応援する取組み等により、団員の確保を図る。【消防本部】

○ 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。【消防本部】

○ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。【消防本部】

2.8.4（業務継続体制の整備）

○ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、非常時優先業務と人員計画を明確にし、業務継続体制の強化を図る。【消防本部】

○ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。【消防本部】

○ 緊急消防援助隊の受援計画を作成する。【消防本部】

○ 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否、参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。【危機管理課】

○ 海津市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。

【危機管理課】

○ ICT部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。【総務課】

2.8.5（広域連携の推進）

○ 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町との連携の強化を図る。【危機管理課】

2.8.6（災害ボランティアの活動支援）

○ 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れの生ずることがないよう、必要な資機材を支援するルールや備蓄方法等において検討を行い、仕組みづくりを進める。【社会福祉課】

2.8.7（迅速な被害認定）

○ 被害認定調査を行う職員を育成するとともに、市災害対応マニュアルを基本として迅速なり災証明書の発行に努める。【税務課】

2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

2.9.1（災害廃棄物対策）

○ 災害廃棄物処理計画の改定を行う。【環境課】

2.9.2（有害物質対策）

○ アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。【環境課】

2.10 地域づくり・リスクコミュニケーション

2.10.1（市民等への周知）

- 液状化対策など新しい手法の研究を進めるとともに、災害種類別緊急避難場所を盛り込んだ地震ハザードマップを整備する。【危機管理課】
- 千年に1回程度の大雨が降った場合（想定最大規模降雨）の浸水想定区域を市民に周知するとともに、指定緊急避難場所の見直しを検討する。【危機管理課】
- 水防法改正の趣旨を啓発し、浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難計画策定を支援する。【社会福祉課・高齢介護課・はつらつ・松風苑・危機管理課】
- 災害種類別の指定緊急避難場所が明示された土砂災害ハザードマップを作成する。【建設課・危機管理課】
- 津波浸水想定を市報などに掲載することによって市民に周知するとともに、推進計画を策定する。【危機管理課】
- 県から出された津波浸水想定をもとに、津波ハザードマップを作成する。また、来訪客への周知に努める。【危機管理課】
- 観光客の避難誘導マニュアルを作成する。また、外国人観光客のため、外国語標記のマニュアル作成を検討する。【商工観光課・危機管理課】
- 避難行動要支援者名簿登録に係る同意書提出者数を増やすため、更なる市民への周知を行う。また、個別計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する。【社会福祉課・高齢介護課】
- 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを市報、講習会等を通じ市民に周知する。【社会福祉課・高齢介護課・危機管理課】
- 観光客の帰宅困難者対策を検討する。【商工観光課】
- 養老鉄道養老線と連携し、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策を検討する。【市民活動推進課】

2.10.2（市民等への情報提供）

- 津波等による人的被害を発生させないため、防災行政無線などにより、市民をはじめ木曾三川での漁業者や河川高水敷利用者などに避難に関する情報を伝達する。【危機管理課】
- 同報系防災行政無線の情報が家屋内にいても確実に伝達されるよう、更なる研究を行う。【危機管理課】
- 避難行動要支援者施設へは、引き続き防災行政無線戸別受信機を設置していく。また、現状に合わせた避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく。【危機管理課】
- 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成しており、必要に応じて見直していく。【高齢介護課・健康課・保険医療課】
- 災害時の行政機関相互等の通信回線を確保するため、移動系無線については、新たな情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。【消防本部・危機管理課】

2.10.3（市民利用施設等の整備促進）

- 本市では、集会施設等整備事業補助金等により、自治会が自ら所有している集会施設の新築・増築・改築・修繕による経費の一部を交付しており、啓発に努める。【市民活動推進課】

2.10.4（訓練と防災教育の推進）

- 継続して水防演習を実施する。【消防本部】
- さばう遊学館及び羽根谷砂防堰堤を拠点施設とし、土砂災害に関する知識や適切な避難方法など、市民への防災教育を進める。また、早めの避難を呼びかける。
【建設課・危機管理課】
- 国土強靱化を図るうえで、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地区における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。【危機管理課】
- 就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を実践していく。【学校教育課・こども課】
- 家庭における備蓄は最低3日間、できれば1週間を目標に奨励しており、ローリングストックの啓発を図る。【危機管理課】

2.10.5（地域の防災力強化）

- 自主防災リーダーの育成などを通じて、自主防災組織の結成率を高める。【危機管理課】
- 地域の問題を地域で解決できるよう、コミュニティ意識の醸成を図る。【市民活動推進課】
- 大規模災害時における事例などを検証し、市民の手による防犯対策を促進する。
【市民活動推進課】

2.10.6（防災人材の育成）

- 地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る。【危機管理課】
- 研修などを通じて、防災リーダーや自主防災組織等を育成するとともに、市民ボランティアの活動支援、ネットワークづくりを推進する。【危機管理課】
- 避難所運営組織におけるHUG訓練等を通じて課題を洗い出し、ケーススタディを行う。
【危機管理課】

2.10.7（建設業の担い手育成・確保）

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備や工事施工時期の平準化などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。【建設課】

2.11 メンテナンス・老朽化対策

2.11.1（公共施設等の維持管理）

- 長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う海津市公共施設等総合管理計画に基づき対策を進めていく。また、施設応急復旧対策等の調査マニュアルを

作成するとともに、計画的に耐震化を実施していく。【企画財政課】

○ 災害時の危険を回避するため一時的に避難する公園等については、適切な維持管理に努める。【住宅都市計画課】

○ 新設防火水槽については、耐震化を図る。【消防本部】

○ 継続して重要水防箇所の巡視を実施する。【建設課・消防本部・危機管理課】

○ 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的維持管理の実施を県に働きかける。

【建設課】

○ 津波による影響があるとされる揖斐川に設置された4つの樋門・水門の老朽化・耐震対策を関係機関に働きかける。【建設課】

○ 同報系防災行政無線の適正な保守を図る。【危機管理課】

2.11.2（道路施設の維持管理）

○ 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、市管理施設については、計画的な点検・補修等を実施する。また、国・県管理施設については、長寿命化対策をそれぞれ働きかける。【建設課】

2.11.3（施設等の長寿命化対策）

○ 市内には、多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を国・県に働きかける。【建設課】

○ 海津市橋梁長寿命化修繕計画を基に、予防的な修繕により長寿命化を図ることによって道路ストックを保全するとともに、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図る。【建設課】

○ 国・県に働きかけて、未整備区間や一部未完成の区間、老朽化した施設の河川改修、長寿命化対策を図る。【建設課】

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定した。これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「海津市強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、総合計画担当課と連携して進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国・県等の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

(重点化施策項目)

施策分野	重点化施策項目	施策項目
1. 交通・物流	基幹道路の整備促進 道路ネットワークの整備	養老鉄道養老線との連携、存続支援 道路情報の共有
2. 国土保全	総合的な治水・土砂災害対策の推進 総合的な津波対策 治山対策の推進	
3. 農林水産	農業関係施設の防災対策 農林道の整備 農業ため池の防災対策 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 災害に強い森林づくり	農地の復旧・復興
4. 都市・住宅 ／土地利用	住宅・建築物等の地震対策	規制の検討 地籍調査の実施 仮設住宅・復興住宅の供給
5. 保健医療・ 福祉	災害医療・介護体制の充実 地域医療体制の充実 体制の構築	人材の確保・育成 福祉施設等への支援 公衆衛生体制の充実
6. 産業	BCPの策定促進 本社機能の誘致・企業誘致	東京五輪への貢献 ネットワークの強化
7. ライフライン・情報通信	応急給水体制等の整備 上下水道施設の地震対策・老朽化対策 事業者の災害対応力強化	再生可能エネルギーの推進 下水道BCPの整備
8. 行政機能	防災拠点の整備 非常用物資の備蓄 消防力の強化	業務継続体制の整備 広域連携の推進 災害ボランティアの活動支援 迅速な被害認定
9. 環境	災害廃棄物対策	有害物質対策
10. 地域づくり・リスクコミュニケーション	市民等への周知 市民等への情報提供 訓練と防災教育の推進 地域の防災力強化 防災人材の育成	市民利用施設等の整備促進 建設業の担い手育成・確保
11. メンテナンス・老朽化対策	公共施設等の維持管理 道路施設の維持管理 施設等の長寿命化対策	

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

目標1. 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

① 本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けており、また、養老・桑名・四日市断層及び平野部の伏在断層が市内に存在している。公共施設の耐震化を進めているが、住宅の耐震化率は、64%と全国や県の水準を下回っている。市では、木造住宅無料耐震診断事業、建築物耐震診断事業、木造住宅耐震補強工事費補助を行っているほか、啓発活動を実施している。一層の耐震化の促進を図る必要がある。

② 地区集会所等の耐震化率は、52.2%となっており、引き続き耐震化を進める必要がある。

(公共施設等の耐震化)

③ 小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化率は100%であるが、非構造部材等の耐震対策を行う必要がある。

④ 社会教育施設14施設中、平田福祉センターと文化会館の2施設が耐震補強未実施となっている。

⑤ 社会体育施設10施設のうち、南濃体育館と武道館が耐震補強工事を終えた。また、非構造部材対策においては、武道館が行われている。

⑥ 消防本部及び消防署本署庁舎の耐震工事は実施済みとなっている。

(公共施設等の維持管理)

⑦ 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(空家対策)

⑧ 平成29年3月現在の市内の空家数は489戸となっている。大規模災害発生時の倒壊による閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を推進する必要がある。

(市街地整備)

⑨ 山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されているが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分(線引き)は行われておらず、用途地域も指定されていない。都市的地域の防災機能向上を図るため、面的整備を促進する必要がある。また、密集地では、ひとたび火災が発生すれば広範囲に及ぶことが予想され、火災を出さないように呼びかける必要がある。

(公園の整備)

⑩ 本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所、街区公園17カ所、都市公園1カ所の計19カ所の公園が整備されている。この他、自然公園3カ所、農村公園・広場等9カ所、及び各自治会で管理しているちびっこ広場が整備されている。身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められている。

(地震ハザードマップの整備)

⑪ 平成26年2月に壊れやすさマップ、危険度マップを作成し、全戸配布しているが、平成29年度に防災ハンドブックを発刊する予定である。また、新たな手法が開発されていることから、今後の検討が必要である。

(防火水槽の耐震化)

⑫ 市内の防火水槽を点検し、老朽化の著しいものから修繕を実施しているが、耐震化率は7%にとどまっており、改善する必要がある。

(指標)

住宅の耐震化率	64% (H25)	【住宅都市計画課】
小中学校施設耐震化率	100.0% (H28)	【教育総務課】
社会教育施設耐震化率	83.3% (H28)	【社会教育課】
社会体育施設耐震化率	40.0% (H28)	【スポーツ課】
空家の数	489戸 (H29)	【住宅都市計画課】
地区集会所等の耐震化率	52.2% (H28)	【市民活動推進課】
防火水槽の耐震化率	7.0% (H28)	【消防本部】

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(長良川、木曽川新架橋の建設促進)

- ① 周りを三大河川に囲まれた輪中地帯という地理的特性上、先人たちは古くから水と闘ってきた。2015年の関東・東北豪雨では常総市で大規模な洪水に見舞われ、一部住民が決壊箇所方面に避難したとの情報があった。仮に高須輪中の揖斐川堤防が決壊したとすると、地域住民は愛知県方面への避難を余儀なくされるが、愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり避難のネックとなっている。地域住民の生命を守る上でも長良川、木曽川新架橋の建設は喫緊の課題である。

(総合的な治水対策の推進)

- ② 市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成区間の整備促進、老朽化した施設の改修等が喫緊の課題となっている。
- ③ 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように全国各地で水害が発生している。近年、国・県による整備が進み、安全性は大きく向上したものの集中豪雨などで河川が氾濫すると甚大な被害が生じる恐れがある。このため、ハード、ソフト両面にわたる対策を進める必要がある。
- ④ 水防法改正により、輪中堤や自然堤防等の盛土構造物等が存する区域を洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する機能を有する施設として活用するため、水防管理者がその区域を浸水被害軽減地区として指定し、保全を図ることができるようになった。このため、浸水被害軽減地区の指定等を検討する必要がある。
- ⑤ 江戸時代に新田開発され、水害の絶えなかった住民救済のため造られた避難所である助命壇が市内にあり、市の有形民俗文化財となっている。こうした施設を後世に伝えとともに、新たな高台の整備が必要である。

(河川管理施設等の長寿命化対策)

- ⑥ 市内には河川構造物が多く存在し、更新期を迎えている施設も多く、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。

(洪水ハザードマップの整備)

- ⑦ 現在の浸水想定区域図は平成26年2月に発行したもので、長良川、揖斐川、津屋川、山除川、長除川の別に公表されている。概ね50年から100年に1回程度の大雨が降ったことにより、氾濫した場合に想定される浸水の状況を示したものである。このほど、1000年に1回程度の大雨が降った場合の浸水想定区域が示され、市民に周知するとともに、緊急避難場所の見直しが必要である。

(要配慮者施設の避難計画策定の促進)

- ⑧ 浸水想定区域内にある要配慮者施設は避難確保計画を策定する必要がある。

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

(水防演習の実施)

- ⑨ 毎年、消防団では出水期を控えた５月に水防演習を実施しており、各種水防工法を習得している。今後も継続的に実施する必要がある。

(重要水防箇所の巡視)

- ⑩ 本市では、毎年、木曽川下流河川事務所又は大垣土木事務所と合同で重要水防箇所の巡視を実施している。今後も情報共有を図るため継続的に実施する必要がある。

(指標)

洪水ハザードマップの作成・公表	改訂中【危機管理課】
河川防災施設の整備数	０カ所【建設課】
水防演習の実施	１回／年【消防本部】
重要水防箇所巡視回数	国土交通省１回／年、大垣土木事務所１回／年 【消防本部・建設課】

１－３）大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(総合的な土砂災害対策)

- ① 本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。市内の砂防施設整備率は、９６％と高く、今後も緊急性の高い箇所を中心に重点的に整備を進める必要がある。
- ② 土砂災害ハザードマップを作成し、関係市民に配布しており、ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や渓流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。

(砂防施設等の整備促進)

- ③ 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。

(治山施設の整備促進)

- ④ 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行うことが求められている。

(土砂災害と防災教育)

- ⑤ 本市には、土砂災害に関する知識や適切な避難の方法について学び、研修するための施設として「さぼう遊学館」がある。また、羽根谷の２つの砂防堰堤は国登録有形文化財に指定されている。これら施設を生かして、防災教育を進めるとともに地域を強靱にしていく必要がある。

(土砂災害ハザードマップの整備)

- ⑥ 現在の土砂災害ハザードマップには、災害種類別の指定緊急避難場所が明示されておらず、整備が必要である。

(狭隘道路)

- ⑦ 中山間地域は概して道が細く、避難の際等の障害となる恐れがある。

(指標)

土砂災害から保全される人家戸数	約１，３００戸（Ｈ２８）【建設課】
砂防施設整備率	９６％（Ｈ２８）【建設課】
土砂災害ハザードマップの作成・公表	作成・公表済み【建設課】
市道舗装率	９４．３％（Ｈ２８）【建設課]
市道改良率	７３．４％（Ｈ２８）【建設課]
さぼう遊学館年間入館者数	５，３３３人（Ｈ２８）【建設課]

1-4) 津波等による人的被害の発生

(津波浸水想定 of 市民への周知)

- ① 「津波防災地域づくりに関する法律」では「最大クラスの津波」に相当する津波があった場合に想定される浸水区域や水深を設定するものとされている。平成29年7月、岐阜県より津波浸水想定が公表され、これを受けて市民に適切に説明するとともに、市では津波防災地域づくり推進計画を策定する必要がある。

(津波避難施設の整備)

- ② 本市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域には指定されていないものの、伊勢湾河口から約15kmの位置にあり、津波が木曽三川を遡上すると予測されている。地震発生直後から河川堤防の沈下により越流が始まる箇所があり、堤防が損壊した場合に備えての緊急避難場所として、人工高台（津波避難マウンド等）の整備が必要である。

(樋門・水門の整備)

- ③ 津波による被害を防止するため、樋門・水門の老朽化・耐震対策を促進する必要がある。

(津波避難の伝達)

- ④ 木曽三川での漁業者や河川高水敷を利用したレクリエーション施設利用者をはじめ市民に、災害時における情報を確実に伝達する必要がある。

(河川堤防の耐震化等の促進)

- ⑤ 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化を促進するとともに、万一津波が堤防を乗り越えた場合にも堤体を流出しにくくするために、構造を強化するなど整備を促進する必要がある。

(津波ハザードマップ等の整備)

- ⑥ 岐阜県から出された浸水想定をもとにハザードマップを作成し、市民に普及・啓発する必要がある。
- ⑦ パンフレット等に、津波の影響があることを明示するなど、来訪客が見てもわかるパンフレットの作成が必要である。

(指標)

防災行政無線子局数	125局（H28）【危機管理課】
防災拠点（河川）の数	2箇所（H28）【建設課】
津波ハザードマップの作成・公表	作成中【危機管理課】

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

(住民等への情報伝達の強化)

- ① 外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- ② 災害情報の伝達方法については、「防災行政無線」「広報無線専用ダイヤル」「市メール配信システム」、エリアメールの活用など多様に進めているが、全域にわたる個別受信機は設置していない。大雨時の対策等、今後、更なる充実を図る必要がある。

(道路情報の収集・提供の強化)

- ③ 災害時における道路状況等を道路利用者に提供するため、2つの道の駅に情報提供コーナーの設置を推進する必要がある。

(防災教育の推進)

- ④ 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミ

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

コミュニケーションの充実を図る必要がある。

- ⑤ 「災害を正しく知り、正しく恐れ、正しく備える」を合言葉に、就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を推進していく必要がある。

(防災情報システムの整備)

- ⑥ 災害時の行政機関相互等の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。
- ⑦ 同報系防災行政無線の運用については、設置から5年以上が経過し、取替え部品等の耐用年数に関し、適切に維持管理をしていく必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- ⑧ 障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能になった。本市では、身体障がいの手帳所持者はほぼ横ばいであるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者は増加傾向にある。また、本市の65歳以上の高齢者人口は、平成27年の国勢調査では10,246人、高齢化率は29.1%で増加傾向にあり、要介護認定者数も年々増加している。避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援計画の具体化を促進するとともに、自主防災組織を中心とした避難訓練を定期的を実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。
- ⑨ 避難行動要支援者が2,376人であるのに対し、同意書提出者数は1,028人と同意率は43.2%(H29.1現在)となっており、更なる周知を図るとともに要支援者支援個別計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する必要がある。

(避難所運営マニュアルの周知)

- ⑩ 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを市民に周知する必要がある。

(指標)

外国人向け防災パンフレットの作成	未作成【市民活動推進課】
デジタル式戸別受信機設置数	9基(H29)【危機管理課】
防災教育実施学校率(小中学校)	100%【学校教育課】
全国瞬時警報システム(J-ALERT)	整備済【危機管理課】
災害情報共有システム(L-アラート)	整備済【危機管理課】
普通救命講習受講者数	6,762人(H28)【消防本部】
避難行動要支援者の同意率	43.2%(H29)【社会福祉課】

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築)

- ① 広域受援体制の強化のため、適宜防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進める必要がある。
- ② 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一時避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。
- ③ 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時においても確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(応急給水体制等の整備)

- ④ 応急給水を効率的に行うための体制の整備、応急給水資機材の備蓄の必要がある。

(下水道BCPの整備)

- ⑤ 発災時の下水の排除、処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う必要がある。

(非常用物資の備蓄)

- ⑥ 家庭における備蓄は、最低3日間、できれば1週間を目標に市民へ周知している。ローリングストックの啓発に引き続き取り組むとともに、市においても、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。
- ⑦ 本市では、アルファ米、パン、飲料水を備蓄している。発災時の観光客など帰宅困難者を考慮すると、更なる備蓄が必要である。
- ⑧ 給食が提供されない事態に備え、各小中学校では保存用ビスケット等を備蓄しており、継続・更新していく必要がある。

(指標)

相互応援協定を締結した自治体数	48自治体 (H28) 【危機管理課】
民間等との災害協定数	32件 (H28) 【危機管理課】
災害時における飲料水の供給に関する協定	1件 (H28) 【危機管理課】
下水道における業務継続計画の策定	策定済 (H28) 【上下水道課】
食料、飲料水の備蓄量	【危機管理課】
アルファ米23, 100食、パン768個、飲料水(1.5ℓ: 4, 384本)、(2ℓ: 807本)	

2-2) 孤立集落の発生

(道路ネットワークの整備)

- ① 災害時における孤立集落の発生は、住民の生命にかかわる問題であり、発生時の迅速な対応が求められる。市域において孤立予想集落はないが、地理的特性上、可能性は皆無ではない。このため、緊急時の避難方法の検討など、必要な取組みを進める必要がある。

(指標)

孤立予想集落数	0カ所 【危機管理課】
市管理橋梁の耐震補強完了率	0.0% 【建設課】
市管理道路斜面等の要対策箇所数	0カ所 【建設課】

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

2-3) 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- ① 消防本部は1本部1署2分署、消防団は市内各地域15分団で構成され、団長以下407人の団員定数となっている。また、女性防火クラブが活動している。少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっている。
- ② 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- ③ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。
- ④ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(業務継続体制の整備)

- ⑤ 市では業務継続計画を策定しているが、大規模災害発生時にも、災害対応業務を実施しつつ、通常業務等を維持するため、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。

(自主防災組織の結成促進)

- ⑥ 本市における自主防災組織の結成率は68・8%と低く、一層の結成促進が必要である。

(大規模火災等への対応)

- ⑦ 大規模火災等においては、単独消防で対応できない可能性があり、緊急消防援助隊の受援計画を作成する必要がある。

(指標)

専任消防（水防）実団員数	375人（H29）	【消防本部】
女性防火クラブ実隊員数	192人（H29）	【消防本部】
消防団員における防災士の数	14人（H28）	【消防本部】
消防救急無線のデジタル化	整備済	【消防本部】
消防団員の情報交換手段	未整備	【消防本部】
自主防災組織結成率	68・8%（H28）	【危機管理課】
防災リーダーの人数	86人（H28）	【危機管理課】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(災害医療体制の充実)

- ① 市内には一般病院1カ所、精神科病院1カ所、医院（開業診療所）19カ所が開設している。市医師会病院（救護病院指定）は、耐震化されている。また、本市には災害拠点病院等はなく、連携体制を強化していく必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- ② 救急医療提供体制は、市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されている。また、県の広域災害・救急医療情報システムが整備されており、県域を越えた連携により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る必要がある。

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

(福祉施設等への支援)

- ③ 福祉施設等については、防災行政無線戸別受信機の設置を進めている。避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- ④ 広域的かつ大規模な災害の際には、医療施設が無事であっても、インフラの被災により施設に到達できなくなるため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

(高齢者介護施設の夜間における職員確保)

- ⑤ 夜間は昼間に比べ職員が少なく、受け入れ態勢が困難となる可能性があり対応方策を検討する必要がある。

(高齢者見守りネットワーク体制の構築)

- ⑥ 大規模災害時の初動期においても、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うこととなっているが、適切に機能するか検証する必要がある。

(医療や介護サービスの把握)

- ⑦ 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成しているが、必要に応じて見直していく必要がある。

(公衆衛生体制の確立)

- ⑧ 避難所等における集団生活では、感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。

(担い手の確保・育成)

- ⑨ 大規模災害時には、スタッフの疲弊や受け入れ態勢が困難となる事態が発生するため、体制の整備や医療・介護の担い手の確保・育成が必要である。

(地域医療体制の確立)

- ⑩ 大規模災害時の初動期においては、市独自で医療救護活動を実施することとなる。このため、平時から三師会（市医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携強化と通信手段の確保等を検討する必要がある。

(指標)

市医師会病院の耐震化	整備済【健康課】
避難確保計画策定数	1施設（H29）【社会福祉課・高齢介護課】
浸水区域内医療機関数	15か所（H28）【健康課】
土砂災害警戒区域内医療機関数	1か所（H28）【健康課】
「海津市医療・介護べんり帳」作成部数	15,000部【高齢介護課・健康課】
感染症対策の出前講座回数	2回（H28）【健康課】

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市役所職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- ① 庁舎の耐震化は完了している。庁舎非常用発電機は72時間稼働。多目的トイレは停電時でも使用可能。また、下水管が使用不可となった場合、東館1階のトイレ下のピットが一時汚物層として使用できる。協定により災害ベンダーの飲料水自動販売機4基が設置されている。自家発電機は、庁舎東館は4階屋上に設置されているが、西館は1階にあるため洪水時には使用できない可能性があり検討が必要である。
- ② 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。
- ③ インフラの被災により、庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- ④ 地域の重要な防災拠点を中心に再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

(広域連携の推進)

- ⑤ 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- ⑥ 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- ⑦ 市では業務継続計画を策定しているが、大規模災害発生時にも、災害対応業務を実施しつつ、通常業務等を維持するため、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の周知)

- ⑧ 情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。

(移動系無線の整備)

- ⑨ 無線機の老朽化により、使用できないもの、交換部品のないものが数多くあり、更新に当たっては、災害時の電波の輻輳や財政的な影響も考慮し、整備方法を検討する必要がある。

(指標)

公共施設の耐震化率 89%（H28）【住宅都市計画課】
本庁舎自家発電 整備済（72時間稼働、燃料タンク990ℓ）【総務課】
業務継続計画、ICT-BCP 策定済【総務課・危機管理課】
被災者支援システム 整備済【総務課・危機管理課】
市役所における住民情報のバックアップ 遠隔地・圏域外にてバックアップ体制【総務課】

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

(BCPの策定促進)

- ① 市内企業における業務継続計画（BCP）の策定については、多くの企業が必要性を認識しているものの、進んでいるとはいいがたい。このため、商工会と連携して、促進する必要がある。
- ② 市内の農業法人へBCP策定についての啓発を行う必要がある。

(本社機能の誘致・企業誘致)

- ③ 国全体の強靱化に資する観点から、大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る必要がある。

(東京五輪への貢献)

- ④ 東京五輪に向けては、ボート競技などの事前キャンプの誘致を目指しており、国全体の強靱化に資する観点から更なる役割の拡大を検討する必要がある。

(観光の振興)

- ⑤ 本市の観光客数は、年間465万人であり、千代保稲荷神社、千本松原・国営木曽三川公園の2か所で全体の7割弱を占めている。名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、自動車利用による日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策が必要である。

(配送センター等への啓発)

- ⑥ 災害時には、倉庫内での物資の破損、荷崩れや、燃料の枯渇等が生じる恐れがあり、輸送ネットワークへの影響を啓発しておく必要がある。

(企業の情報通信網の強靱化促進)

- ⑦ 災害時、企業は情報通信インフラ網の断絶により情報収集が困難になる可能性がある。このため、多様なネットワーク機器を活用した情報収集訓練を実施する必要がある。

(指標)

市内企業のBCP策定状況	0件【商工観光課】
市内農業法人のBCP策定状況	0件【農林振興課】

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- ① 本市は、岐阜県の南の玄関口にあり、愛知県、三重県と境を接している。交通の要衝である地理的性格上、大規模災害時には、支援の受け入れや中継のため県境道路の整備が不可欠であり、国道258号の4車線化などにより道路ネットワークを確保する必要がある。
- ② 愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり、日頃より物流のネックとなっており、整備が必要である。

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- ③ 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策に取り組む必要がある。

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

(東海環状自動車道西回りルートの整備促進)

- ④ 東海環状自動車道が市域北西部に整備されることとなっており、市内にスマートインターチェンジ開設が予定されている。基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジの早期の整備促進を図る必要がある。

(養老鉄道養老線との連携、存続支援)

- ⑤ 養老鉄道養老線の駅は市内に5つあり、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策が必要である。
- ⑥ 沿線自治体では、鉄道事業の存続や輸送の安全性を確保するため、鉄道事業者に対して経費の一部等について支援している。地震対策等、更なる安全性の向上を図る必要がある。

(指標)

東海環状自動車道の整備促進

未着手【建設課】

長良川・木曽川新橋架橋の整備促進

未採択【建設課】

養老鉄道年間乗降客数

619万8千人（H28）【市民活動推進課】

4-3) 食料や物資の供給の途絶

(災害時における食料供給体制の確保)

- ① 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制の確保に努めている。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

(農業水利施設の老朽化対策)

- ② 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(指標)

相互応援協定を締結した自治体数

48自治体（H28）【危機管理課】

民間等との災害協定数

32件（H28）【危機管理課】

土地改良区等に対する補助金等交付件数

17件（H29）【農林振興課】

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（電力・ガスの災害対応力強化）

- ① 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- ② ガスについては、都市ガスの供給地域となっている区域はなく、全域がプロパンガスに依存している。各家庭には震度5相当の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。災害時にも安定供給が図れるように促進していく必要がある。
- ③ 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

（分散型電源としての再生可能エネルギーの活用）

- ④ 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進める必要がある。

（情報通信事業者の災害対応力強化）

- ⑤ 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。
- ⑥ 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

（上下水道施設の地震対策・老朽化対策等）

- ⑦ 上水道施設は、給水開始後30年を経過し、更新時期を迎えており、市上水道事業見直し基本計画、管路更新計画に基づき老朽化対策を進めており、また施設の更新に合わせて耐震化を推進する必要がある。海津・平田、南濃地域は、それぞれ連絡管路により、送水が可能となっている。
- ⑧ 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画を策定し、施設の更新、耐震化を計画的に進める必要がある。

（必要な資器材の確保）

- ⑨ ライフラインが長期間停止した場合に備え、必要な資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行う必要がある。

（下水道BCPの整備）

- ⑩ 下水道BCPの実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する必要がある。

（指標）

重要給水施設管路の耐震適合率	36.0%（H27）【上下水道課】
ストックマネジメント計画策定率	0.0%（H28）【上下水道課】
下水道総合地震対策計画策定率	0.0%（H28）【上下水道課】

5-2) 地域交通ネットワークの分断

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- ① 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。
- ② 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(道路施設の維持管理)

- ③ 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な長寿命化対策に取り組む必要がある。

(道路情報の収集・提供の強化)

- ④ 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。

(農林道の整備)

- ⑤ 地域交通ネットワーク強化のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施する必要がある。
- ⑥ 林道の延長は12,967mで橋梁は9橋ある。林道のうち橋梁等改良すべき箇所を把握するため、全箇所を点検診断する必要がある。

(指標)

避難所案内看板の設置力所数	38カ所（H28）【危機管理課】
市道耐震対策済み橋梁数	12基（H28）【建設課】
トンネルの耐震診断数	0カ所【建設課】

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、堰堤、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池の防災対策)

- ① 市内には6つのため池があり、このうち耐震調査済みのものは4つで、うち腰越2号ため池1基は改修済みとなっている。このほか、管理計画のあるため池1基、管理計画のないため池2基、その他2基となっている。ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組みを推進する必要がある。

(総合的な治水・土砂災害対策)

- ② 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- ③ 市内には多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の耐震化・液状化対策)

- ④ 河川堤防や排水機場、樋門等の河川管理施設については、大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組む必要がある。

(治山対策)

- ⑤ 山地災害を防止し、またこれによる施設への被害を最小限にとどめる必要がある。

(農業用排水機場の整備)

- ⑥ 農業用排水機場の長期的機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。また、農業用排水機場の耐震化、液状化対策に取り組み、排水機能を確保する必要がある。

(指標)

ため池総数 6基（うち耐震調査済み4基（うち1基は改修済み））（H29）【農林振興課】

河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策率 3%（H25）【建設課】

木曽川下流河川事務所との合同巡視 1回／年【建設課・消防本部】

大垣土木事務所との合同巡視 1回／年【建設課・消防本部】

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- ① 都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されている。農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組みを継続する必要がある。
- ② 鳥獣被害による農作物被害の増大や遊休農地及び耕作放棄地が増加するとともに、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用などにより、優良農地等の農地の保全が課題となっている。

(災害に強い森林づくり)

- ③ 本市の森林面積は約3,029haとなっている。豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- ④ 長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が十分に行われにくい状況にある。森林の保全や水源の涵養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。
- ⑤ 市内には、崩壊や土砂流出の危険が高い箇所も見受けられ、的確に現状を把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

(指標)

公益的機能別施業森林

・ 水源涵養機能維持増進森林	474.62ha (H29) 【農林振興課】
・ 山地災害防止土壌保全機能維持増進森林	95.08ha (H29) 【農林振興課】
・ 保健文化機能維持増進森林	42.67ha (H29) 【農林振興課】

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ							
(災害廃棄物対策) ① 平成21年3月に市災害廃棄物処理計画を策定したが、国の「災害廃棄物対策指針」が平成26年3月に提示されたことを踏まえ、平成29年度に市災害廃棄物処理計画を改定する。適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。 (有害物質対策) ② アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。 (地籍調査の実施) ③ 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要である。平成28年度における地籍調査の実施率は47.8%となっている。地籍の工程は、1区間4～5年間程度時間がかかるが、引き続き事業を推進する必要がある。 (農地の復旧・復興) ④ 災害では、農地の浸水や土石堆積、浸食などにより、甚大な被害が発生する。農業は本市の基幹産業であり、早期の営農再開に向けて災害復旧・復興する必要がある。							
(指標) <table> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の改定</td><td>H29改定中【環境課】</td></tr> <tr> <td>地籍調査の実施率</td><td>47.8% (H28)【住宅都市計画課】</td></tr> </table>		災害廃棄物処理計画の改定	H29改定中【環境課】	地籍調査の実施率	47.8% (H28)【住宅都市計画課】		
災害廃棄物処理計画の改定	H29改定中【環境課】						
地籍調査の実施率	47.8% (H28)【住宅都市計画課】						
7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ							
(災害ボランティアの活動支援) ① 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初動対応に遅れの生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや、備蓄方法等について検討を進める必要がある。 (防災人材の育成) ② 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。 (建設業の担い手育成・確保) ③ 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しており、将来の建設業を担う人材を育成・確保していく必要がある。 (迅速な被害認定) ④ 被害認定は、災害からの生活再建に向けた第一歩であり、認定結果に基づき、被災者に災害証明書が発行される。被害認定調査は、研修を受けた調査員が行うこととなり、調査員の育成と訓練を実施する必要がある。							
(指標) <table> <tr> <td>防災リーダーの数</td><td>86人 (H28)【危機管理課】</td></tr> <tr> <td>防災教育実施学校率 (小中学校)</td><td>100%【学校教育課】</td></tr> <tr> <td>自主防災組織の結成率</td><td>68.8% (H28)【危機管理課】</td></tr> </table>		防災リーダーの数	86人 (H28)【危機管理課】	防災教育実施学校率 (小中学校)	100%【学校教育課】	自主防災組織の結成率	68.8% (H28)【危機管理課】
防災リーダーの数	86人 (H28)【危機管理課】						
防災教育実施学校率 (小中学校)	100%【学校教育課】						
自主防災組織の結成率	68.8% (H28)【危機管理課】						

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

7-3) 幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの整備)

- ① 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する必要がある。
- ② 地域的特性から、本市は橋梁数が多く、災害発生時にも通行の安全性が確保されるよう、効率的な維持管理が必要である。

(総合的な治水対策)

- ③ 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。

(指標)

市管理橋梁の点検実績 57.3% (H28) 【建設課】

7-4) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(避難所における人間関係の悪化)

- ① 複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係のなかで、うつ病をはじめとする心の病が増加している。特に、避難所はプライバシーの問題など普段と違う特殊な環境下におかれるため、特に配慮を必要とする。

(市民参画の促進)

- ② 自治会加入率は86.6%であり、人口減少や高齢社会の進行により担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応できない事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況にある。

(市民ボランティアの育成)

- ③ 人口減少や高齢化、核家族化等による家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化している。こうしたなか、災害時においても機能するよう市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりの推進が課題となっている。

(防犯対策の強化)

- ④ 本市における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年概ね減少傾向にあり、罪種別でみると、車上狙い、空き巣等の窃盗犯が全体の約74%を占めている。災害発生後には、火事場泥棒的な犯罪が発生しやすい可能性があり、十分に注意する必要がある。

(地域防災力の強化)

- ⑤ 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっている。

(仮設住宅、復興住宅の供給)

- ⑥ 本市における仮設住宅・復興住宅のための場所は十分に確保できているわけではないが、利用空間としての転用可能な場所には余裕がある。災害発生後に活用可能な空間を備えておくことは都市の災害強靱性を高める上で重要であり、こういった土地を把握しておく必要がある。

(指標)

自治会加入率 86.6% 【市民活動推進課】
自主防災組織の結成率 68.8% 【危機管理課】
登録ボランティア人数 2,919人 (H29) 【社会福祉課】

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

※【 】内は、別紙1の脆弱性評価の附番を記載。

1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(長良川、木曽川新架橋の建設促進)

- 周りを三大河川に囲まれた輪中地帯という地理的特性上、先人たちは古くから水と闘ってきた。2015年の関東・東北豪雨では常総市で大規模な洪水に見舞われ、一部住民が決壊箇所方面に避難したとの情報があった。仮に高須輪中の揖斐川堤防が決壊したとすると、地域住民は愛知県方面への避難を余儀なくされるが、愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり避難のネックとなっている。地域住民の生命を守る上でも長良川、木曽川新架橋の建設は喫緊の課題である。【1-2-①】

(道路ネットワークの整備)

- 災害時における孤立集落の発生は、住民の生命にかかわる問題であり、発生時の迅速な対応が求められる。市域において孤立予想集落はないが、地理的特性上、可能性は皆無ではない。このため、緊急時の避難方法の検討など、必要な取組みを進める必要がある。【2-2-①】
- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する必要がある。【7-3-①】

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 広域のかつ大規模な災害の際には、医療施設が無事であっても、インフラの被災により施設に到達できなくなるため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【2-4-④】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- インフラの被災により、庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。【3-1-③】

(基幹的な道路ネットワークの確保)

- 本市は、岐阜県の南の玄関口にあり、愛知県、三重県と境を接している。交通の要衝である地理的性格上、大規模災害時には、支援の受け入れや中継のため県境道路の整備が不可欠であり、国道258号の4車線化などにより道路ネットワークを確保する必要がある。【4-2-①】
- 愛知県境を流れる長良川と木曽川に架かる東海大橋と下流部の長良川大橋、立田大橋間は9km近くあり、日頃より物流のネックとなっており、整備が必要である。【4-2-②】

(東海環状自動車道西回りルートの整備促進)

- 東海環状自動車道が市域北西部に整備されることとなっており、市内にスマートインターチェンジ開設が予定されている。基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジの早期の整備促進を図る必要がある。【4-2-④】

(養老鉄道養老線との連携、存続支援)

- 沿線自治体では、鉄道事業の存続や輸送の安全性を確保するため、鉄道事業者に対して経費の一部等について支援している。地震対策等更なる安全性の向上を図る必要がある。【4-2-⑥】

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。【5-1-③】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 豪雨等の風水害に備え、道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。【5-1-⑥】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。【5-2-①】

(道路情報の収集・提供の強化)

- 災害時における道路状況等を道路利用者に提供するため、2つの道の駅に情報提供コーナーの設置を推進する必要がある。【1-5-③】
- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。【5-2-④】

2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように全国各地で水害が発生している。近年、国・県による整備が進み、安全性は大きく向上したものの集中豪雨などで河川が氾濫すると甚大な被害が生じる恐れがある。このため、ハード、ソフト両面にわたる対策を進める必要がある。【1-2-③】
- 江戸時代に新田開発され、水害の絶えなかった住民救済のため造られた避難所である助命壇が市内にあり、市の有形民俗文化財となっている。こうした施設を後世に伝えとともに、新たな高台の整備が必要である。【1-2-⑤】

(総合的な土砂災害対策)

- 本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。市内の砂防施設整備率は、96%と高く、今後も緊急性の高い箇所を中心に重点的に整備を進める必要がある。【1-3-①】

(治山施設の整備促進)

- 山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めるなど、防災施設の適正な維持管理を行うことが求められている。【1-3-④】

(治山対策)

- 山地災害を防止し、また、これによる施設の被害を最小限にとどめる必要がある。【6-1-⑤】

(津波避難施設の整備)

- 本市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域には指定されていないものの、伊勢湾河口から約15kmの位置にあり、津波が木曽三川を遡上すると予測されている。地震発生直後から河川堤防の沈下により越流が始まる箇所があり、堤防が損壊した場合に備えての緊急避難場所として、人工高台（津波避難マウンド等）の整備が必要である。【1-4-②】

(河川堤防の耐震化等の促進)

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化を促進するとともに、万一津波が堤防を乗り越えた場合にも堤体を流出しにくくするために、構造を強化するなどの整備を促進する必要がある。【1-4-⑤】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。【3-1-②】

(道路ネットワークを守る治水・土砂災害対策)

- 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策に取り組む必要がある。【4-2-③】

(地域を繋ぐ道路ネットワークの確保)

- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【5-2-②】

(総合的な治水・土砂災害対策)

- 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。【6-1-②】

(河川管理施設の耐震化・液状化対策)

- 河川堤防や排水機場、樋門等の河川管理施設については、大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組む必要がある。【6-1-④】

(災害に強い森林づくり)

- 市内には、崩壊や土砂流出の危険が高い箇所も見受けられ、的確に現状を把握するとともに、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。【6-2-⑤】

(総合的な治水対策)

- 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、河川等のハード対策を重点的に実施する必要がある。【7-3-③】

3) 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。【4-3-②】

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワーク強化のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施する必要がある。【5-2-⑤】
- 林道の延長は12,967mで橋梁は9橋ある。林道のうち橋梁等改良すべき箇所を把握するため、全箇所を点検診断する必要がある。【5-2-⑥】

(農業ため池の防災対策)

- 市内には6つのため池があり、このうち耐震調査済みのものは4つで、うち腰越2号ため池1基は改修済みとなっている。このほか、管理計画のあるため池1基、管理計画のないため池2基、その他2基となっている。ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、ハード・ソフトを組み合わせた取組みを推進する必要がある。【6-1-①】

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の長期的機能確保に向けた保全対策を推進する必要がある。また、農業用排水機場の耐震化、液状化対策に取り組み、排水機能を確保する必要がある。【6-1-⑥】

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅

地化は、現在のところ抑制されている。農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保安全管理につながる取組みを継続する必要がある。【6-2-①】

- 鳥獣被害による農作物被害の増大や遊休農地及び耕作放棄地が増加するとともに、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用などにより、優良農地等の農地の保全が課題となっている。【6-2-②】

(災害に強い森林づくり)

- 本市の森林面積は約3,029haとなっている。豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。【6-2-③】
- 長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が十分に行われにくい状況にある。森林の保全や水源の涵養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林環境に努める必要がある。【6-2-④】

(農地の復旧・復興)

- 災害では、農地の浸水や土石堆積、浸食などにより、甚大な被害が発生する。農業は本市の基幹産業であり、早期の営農再開に向けて災害復旧・復興する必要がある。【7-1-④】

4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化)

- 本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けており、また、養老・桑名・四日市断層及び平野部の伏在断層が市内に存在している。公共施設の耐震化を進めているが、住宅の耐震化率は、64%と全国や県の水準を下回っている。市では、木造住宅無料耐震診断事業、建築物耐震診断事業、木造住宅耐震補強工事費補助を行っているほか、啓発活動を実施している。一層の耐震化の促進を図る必要がある。【1-1-①】

(空家対策)

- 平成29年3月現在の市内の空家数は489戸となっている。大規模災害発生時の倒壊による閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空家対策を推進する必要がある。【1-1-⑧】

(市街地整備)

- 山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されているが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分(線引き)は行われておらず、用途地域も指定されていない。都市的地域の防災機能向上を図るため、面的整備を促進する必要がある。また、密集地では、ひとたび火災が発生すれば、広範囲に及ぶことが予想され、火災を出さないよう呼びかける必要がある。【1-1-⑨】

(公園の維持管理)

- 本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所、街区公園17カ所、都市公園1カ所の計19カ所の公園が整備されている。この他、自然公園3カ所、農村公園・広場等9カ所、及び各自治会で管理しているちびっこ広場が整備されている。身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められている。【1-1-⑩】

(総合的な治水対策の推進)

- 水防法改正により、輪中堤や自然堤防等の盛土構造物等が存する区域を洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する機能を有する施設として活用するため、水防管理者がその区域を浸水被害軽減地区と

して指定し、保全を図ることができるようになった。このため、浸水被害軽減地区の指定等を検討する必要がある。【1-2-④】

(総合的な土砂災害対策)

- 土砂災害ハザードマップを作成し、関係市民に配布しており、ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。【1-3-②】

(狹隘道路)

- 中山間地域は概して道が細く、避難の際等の障害となる恐れがある。【1-3-⑦】

(地籍調査の実施)

- 災害時の円滑な復旧・復興には地籍調査による境界確定が非常に重要である。平成28年度における地籍調査の実施率は47.8%となっている。地籍の工程は、1区間4～5年間程度時間がかかるが、引き続き事業を推進する必要がある。【7-1-③】

(仮設住宅、復興住宅の供給)

- 本市における仮設住宅・復興住宅のための場所は十分に確保できているわけではないが、利用空間としての転用可能な場所には余裕がある。災害発生後に活用可能な空間を備えておくことは都市の災害強靱性を高める上で重要であり、こういった土地を把握しておく必要がある。【7-4-⑥】

5) 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

(要配慮者施設の避難計画策定の促進)

- 浸水想定区域内にある要配慮者施設は避難確保計画を策定する必要がある。【1-2-⑧】

(災害医療体制の充実)

- 市内には一般病院1カ所、精神科病院1カ所、医院（開業診療所）19カ所が開設している。このうち、市医師会病院（救護病院指定）は耐震化されている。また、本市には災害拠点病院等はなく、連携体制を強化していく必要がある。【2-4-①】

(救急医療提供体制の強化)

- 救急医療提供体制は、市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されている。また、県の広域災害・救急医療情報システムが整備されており、県域を越えた連携により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る必要がある。【2-4-②】

(高齢者介護施設の夜間における職員確保)

- 夜間は昼間に比べ職員が少なく、受け入れ態勢が困難となる可能性があり対応方を検討する必要がある。【2-4-⑤】

(高齢者見守りネットワーク体制の構築)

- 大規模災害時の初動期においても、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うこととなっているが、適切に機能するか検証する必要がある。【2-4-⑥】

(公衆衛生体制の確立)

- 避難所等における集団生活では、感染症が発症しやすい。また、エコノミー症候群や生活不活発病も懸念される。このため、災害時に適切な行動がとれるよう環境整備や感染症対策等についての知識を啓発する必要がある。【2-4-⑧】

(担い手の確保・育成)

- 大規模災害時には、スタッフの疲弊や受け入れ態勢が困難となる事態が発生するため、体制の整備や医療・介護の担い手の確保・育成が必要である。【2-4-⑨】

(地域医療体制の確立)

- 大規模災害時の初動期においては、市独自で医療救護活動を実施することとなる。このため、平時から三師会（市医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携強化と通信手段の確保等を検討する必要がある。【2-4-⑩】

(避難所における人間関係の悪化)

- 複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係のなかで、うつ病をはじめとする心の病が増加している。特に、避難所はプライバシーの問題など普段と違う特殊な環境下におかれるため、特に配慮を必要とする。【7-4-①】

6) 産業 ～サプライチェーンの確保～

(BCPの策定促進)

- 市内企業における業務継続計画（BCP）の策定については、多くの企業が必要性を認識しているものの、進んでいるとはいいがたい。このため、商工会と連携して、促進する必要がある。【4-1-①】

- 市内の農業法人へBCP策定についての啓発を行う必要がある。【4-1-②】

(本社機能の誘致・企業誘致)

- 国全体の強靱化に資する観点から、大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る必要がある。【4-1-③】

(東京五輪への貢献)

- 東京五輪に向けては、ポート競技などの事前キャンプの誘致を目指しており、国全体の強靱化に資する観点から更なる役割の拡大を検討する必要がある。【4-1-④】

(配送センター等への啓発)

- 災害時には、倉庫内での物資の破損、荷崩れや、燃料の枯渇等が生じる恐れがあり、輸送ネットワークへの影響を啓発しておく必要がある。【4-1-⑥】

(企業の情報通信網の強靱化促進)

- 災害時、企業は情報通信インフラ網の断絶により情報収集が困難になる可能性がある。このため、多様なネットワーク機器を活用した情報収集訓練を実施する必要がある。【4-1-⑦】

7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(応急給水体制等の整備)

- 応急給水を効率的に行うための体制の整備、応急給水資機材の備蓄の必要がある。【2-1-④】

(下水道BCPの整備)

- 発災時の下水の排除・処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う必要がある。【2-1-⑤】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 地域の重要な防災拠点を中心に再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。【3-1-④】

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。【5-1-①】
- ガスについては、都市ガスの供給地域となっている区域はなく、全域がプロパンガスに依存している。各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。災害時にも安定供給が図れるように促進していく必要がある。【5-1-②】

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進める必要がある。【5-1-④】

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。【5-1-⑤】

(上下水道施設の地震対策・老朽化対策等)

- 上水道施設は、給水開始後30年を経過し、更新時期を迎えており、市上水道事業見直し基本計画、管路更新計画に基づき老朽化対策を進めており、また、施設の更新に合わせて耐震化を推進する必要がある。海津・平田、南濃地域は、それぞれ連絡管路により、送水が可能となっている。【5-1-⑦】
- 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画を策定し、施設の更新、耐震化を計画的に進める必要がある。【5-1-⑧】

(必要な資器材の確保)

- ライフラインが長期間停止した場合に備え、必要な資器材のリストアップ及び備蓄・調達方法の検討を行う必要がある。【5-1-⑨】

(下水道BCPの整備)

- 下水道BCPの実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する必要がある。【5-1-⑩】

8) 行政機能 ～自治体機能の継続～

(地震ハザードマップの整備)

- 平成26年2月に壊れやすさマップ、危険度マップを作成し、全戸配布しているが、平成29年度に防災ハンドブックを発刊する予定である。また、新たな手法が開発されていることから、今後の検討が必要である。【1-1-⑪】

(洪水ハザードマップの整備)

- 現在の浸水想定区域図は平成26年2月に発行したもので、長良川、揖斐川、津屋川、山除川、長除川の別に公表されている。概ね50年から100年に1回程度の大雨が降ったことにより、氾濫した場合に想定される浸水の状況を示したものである。このほど、1000年に1回程度の大雨

が降った場合の浸水想定区域が示され、市民に周知するとともに、緊急避難場所の見直しが必要となる。【1-2-⑦】

(土砂災害ハザードマップの整備)

- 現在の土砂災害ハザードマップには、災害種類別の指定緊急避難場所が明示されておらず、整備が必要である。【1-3-⑥】

(津波浸水想定 of 市民への周知)

- 「津波防災地域づくりに関する法律」では「最大クラスの津波」に相当する津波があった場合に想定される浸水区域や水深を設定するものとされている。平成29年7月、岐阜県より津波浸水想定が公表され、これを受けて市民に適切に説明するとともに、市では津波防災地域づくり推進計画を策定する必要がある。【1-4-①】

(津波避難の伝達)

- 木曽三川での漁業者や河川高水敷を利用したレクリエーション施設利用者をはじめ市民に、災害時における情報を確実に伝達する必要がある。【1-4-④】

(津波ハザードマップ等の整備)

- 岐阜県から出された浸水想定をもとにハザードマップを作成し、市民に普及・啓発する必要がある。【1-4-⑥】
- パンフレット等に、津波の影響があることを明示するなど、来訪客が見てもわかるパンフレットの作成が必要である。【1-4-⑦】

(防災情報システムの整備)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。【1-5-⑥】

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築)

- 広域受援体制の強化のため、適宜防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進める必要がある。【2-1-①】
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一時避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。【2-1-②】
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時においても確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。【2-1-③】

(非常用物資の備蓄)

- 本市では、アルファ米、パン、飲料水を備蓄している。発災時の観光客など帰宅困難者を考慮すると、更なる備蓄が必要である。【2-1-⑦】
- 給食が提供されない事態に備え、各小中学校では保存用ビスケット等を備蓄しており、継続・更新していく必要がある。【2-1-⑧】

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 消防本部は1本部1署2分署、消防団は市内各地域15分団で構成され、団長以下407人の団員定数となっている。また、女性防火クラブが活動している。少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による屋間の消防力低下が課題となっている。【2-3-①】
- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発するとともに、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。【2-3-②】

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。【2-3-③】

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。【2-3-④】

(業務継続体制の整備)

- 市では業務継続計画を策定しているが、大規模災害発生時にも、災害対応業務を実施しつつ、通常業務等を維持するため、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。【2-3-⑤】

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。【3-1-⑥】

- 市では業務継続計画を策定しているが、大規模災害発生時にも、災害対応業務を実施しつつ、通常業務等を維持するため、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う必要がある。【3-1-⑦】

(大規模火災等への対応)

- 大規模火災等においては、単独消防で対応できない可能性があり、緊急消防援助隊の受援計画を作成する必要がある。【2-3-⑦】

(福祉施設等への支援)

- 福祉施設等については、防災行政無線個別受信機の設置を進めている。避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。【2-4-③】

(医療や介護サービスの把握)

- 「海津市医療・介護べり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成した。必要に応じて見直していく必要がある。【2-4-⑦】

(庁舎等防災拠点機能の充実)

- 庁舎の耐震化は完了している。庁舎非常用発電機は72時間稼働。多目的トイレは停電時でも使用可能。また、下水管が使用不可となった場合、東館1階のトイレ下のピットが一時汚物層として使用できる。協定により災害ベンダーの飲料水自動販売機4基が設置されている。自家発電機は、庁舎東館は4階屋上に設置されているが、西館は1階にあるため洪水時には使用できない可能性があり検討が必要である。【3-1-①】

(広域連携の推進)

- 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町等との連携の強化を図る必要がある。【3-1-⑤】

(情報システム部門の業務継続体制の周知)

- 情報システム部門の業務継続計画(ICT-BCP)の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。【3-1-⑧】

(移動系無線の整備)

- 無線機の老朽化により、使用できないもの、交換部品のないものが数多くあり、更新に当たっては、災害時の電波の輻輳や財政的な影響も考慮し、整備方法を検討する必要がある。【3-1-⑨】

(観光の振興)

- 本市の観光客数は、年間465万人であり、千代保稲荷神社、千本松原・国営木曽三川公園の2か所で全体の7割弱を占めている。名古屋市から30km圏内と至近距離にあることから、自動車利用による日帰り型観光が中心であり、帰宅困難者対策が課題である。【4-1-⑤】

(養老鉄道養老線との連携、存続支援)

- 養老鉄道養老線の駅は市内に5つあり、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策

が必要である。【4-2-⑤】

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制確保に努めている。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。【4-3-①】

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初動対応に遅れの生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや、備蓄方法等について検討を進める必要がある。【7-2-①】

9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策)

- 平成21年3月に市災害廃棄物処理計画を策定したが、国の「災害廃棄物対策指針」が平成26年3月に提示されたことを踏まえ、平成29年度に市災害廃棄物処理計画を改定する。適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。【7-1-①】

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。【7-1-②】

10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(住宅・建築物等の耐震化)

- 地区集会所等の耐震化率は、52.2%となっており、引き続き耐震化を進める必要がある。【1-1-②】

(水防演習の実施)

- 毎年、消防団では出水期を控えた5月に水防演習を実施しており、各種水防工法を習得している。今後も継続的に実施する必要がある。【1-2-⑨】

(土砂災害と防災教育)

- 本市には、土砂災害に関する知識や適切な避難の方法について学び、研修するための施設として「さぼう遊学館」がある。また、羽根谷の2つの砂防堰堤は国登録有形文化財に指定されている。これら施設を生かして防災教育を進めるとともに地域を強靱にしていく必要がある。【1-3-⑤】

(住民等への情報伝達の強化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。【1-5-①】
- 災害情報の伝達方法については、「防災行政無線」「広報無線専用ダイヤル」「市メール配信システム」、エリアメールの活用など多様に進めているが、全域にわたる戸別受信機は設置していない。大雨時の対策等、今後、更なる充実を図る必要がある。【1-5-②】

(防災教育の推進)

- 国土強靱化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。【1-5-④】
- 「災害を正しく知り、正しく恐れ、正しく備える」を合言葉に、就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を推進していく必要がある。【1-5-⑤】

(要配慮者対策の推進)

- 障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能になった。本市では、身体障がいの手帳所持者はほぼ横ばいであるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者は増加傾向にある。また、本市の65歳以上の高齢者人口は、平成27年の国勢調査では10,246人、高齢化率は29.1%で増加傾向にあり、要介護認定者数も年々増加している。避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援計画の具体化を促進するとともに、自主防災組織を中心とした避難訓練を定期的実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。【1-5-⑧】
- 避難行動要支援者が2,376人であるのに対し、同意書提出者数は1,028人と同意率は43.2%(H29.1現在)となっており、更なる周知を図るとともに要支援者支援個別計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する必要がある。【1-5-⑨】

(避難所運営マニュアルの周知)

- 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを市民に周知する必要がある。【1-5-⑩】

(非常用物資の備蓄)

- 家庭における備蓄は、最低3日間、できれば1週間を目標に市民へ周知している。ローリングストックの啓発に引き続き取り組むとともに、市においても、非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄物資の強化に取り組む必要がある。【2-1-⑥】

(自主防災組織の結成促進)

- 本市における自主防災組織の結成率は68.8%と低く、一層の結成促進が必要である。【2-3-⑥】

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。【7-2-②】

(建設業の担い手育成・確保)

- 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しており、将来の建設業を担う人材を育成・確保していく必要がある。【7-2-③】

(迅速な被害認定)

- 被害認定は、災害からの生活再建に向けた第一歩であり、認定結果に基づき、被災者に災害証明書が発行される。被害認定調査は、研修を受けた調査員が行うこととなり、調査員の育成と訓練を実施する必要がある。【7-2-④】

(市民参画の促進)

- 自治会加入率は86.6%であり、人口減少や高齢社会の進行により担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応できない事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況にある。【7-4-②】

(市民ボランティアの育成)

- 人口減少や高齢化、核家族化等による家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退に

より、地域における福祉ニーズは多様化している。こうしたなか、災害時においても機能するよう市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりの推進が課題となっている。【7-4-③】

(防犯対策の強化)

- 本市における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年概ね減少傾向にあり、罪種別でみると、車上狙い、空き巣等の窃盗犯が全体の約74%を占めている。災害発生後には、火事場泥棒的な犯罪が発生しやすい可能性があり、十分に注意する必要がある。【7-4-④】

(地域防災力の強化)

- 市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっている。【7-4-⑤】

1 1) メンテナンス・老朽化対策

(公共施設等の耐震化)

- 小中学校の校舎、屋内運動場の耐震化率は100%であるが、非構造部材等の耐震対策を行う必要がある。【1-1-③】
- 社会教育施設14施設中、平田福祉センターと文化会館の2施設が耐震補強未実施となっている。【1-1-④】
- 社会体育施設10施設のうち、南濃体育館と武道館が耐震補強工事を終えた。また、非構造部材対策においては、武道館が行われている。【1-1-⑤】
- 消防本部及び消防署本署庁舎の耐震工事は実施済みとなっている。【1-1-⑥】

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。【1-1-⑦】

(防火水槽の耐震化)

- 市内の防火水槽を点検し、老朽化の著しいものから修繕を実施しているが、耐震化率は7%にとどまっており、改善する必要がある。【1-1-⑫】

(総合的な治水対策の推進)

- 市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成区間の整備促進、老朽化した施設の改修等が喫緊の課題となっている。【1-2-②】

(河川管理施設等の長寿命化対策)

- 市内には河川構造物が多く存在し、更新期を迎えている施設も多く、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。【1-2-⑥】

(重要水防箇所の巡視)

- 本市では、毎年、木曽川下流河川事務所又は大垣土木事務所と合同で重要水防箇所の巡視を実施している。今後も、情報共有を図るため継続的に実施する必要がある。【1-2-⑩】

(砂防施設等の整備促進)

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。【1-3-③】

(樋門・水門の整備)

- 津波による被害を防止するため、樋門・水門の老朽化・耐震対策を促進する必要がある。【1-4-③】

(防災情報システムの整備)

- 同報系防災行政無線の運用については、設置から5年以上が経過し、取替え部品等の耐用年数に関し、適切に維持管理をしていく必要がある。【1-5-⑦】

(道路施設の維持管理)

- 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、計画的な長寿命化対策に取り組む必要がある。【5-2-③】

(河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策)

- 市内には多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。【6-1-③】

(道路ネットワークの整備)

- 地域的特性から、本市は橋梁数が多く、災害発生時にも通行の安全性が確保されるよう、効率的な維持管理が必要である。【7-3-②】

(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

※ ○ 内は、別紙1の脆弱性評価の附番を記載

※ 【 】内は、第5章強靱化の推進方針の附番を記載

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模災害に伴う甚大な人的被害の発生
(住宅・建築物等の地震対策) ① 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、市の制度拡充や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫した支援体制の構築など、きめ細かな対応等を実施する。 【住宅都市計画課】 【2.4.1】 ⑧ 総合的かつ計画的に空家対策を推進するため、空家等対策計画に基づき実施する。 【住宅都市計画課】 【2.4.1】 ⑨ 密集市街地の防災機能の向上を図るため、面的整備の促進を図る。また、停電時の通電火災の防止対策として、各家庭への感震ブレーカー設置の普及を促進する。【消防本部】 【2.4.1】 (市民等への周知) ⑪ 液状化対策など新しい手法の研究を進めるとともに、災害種別緊急避難場所を盛り込んだ地震ハザードマップを整備する。【危機管理課】 【2.10.1】 (市民利用施設等の整備促進) ② 本市では、集会施設等整備事業補助金等により、自治会が自ら所有している集会施設の新築・増築・改築・修繕による経費の一部を交付しており、啓発に努める。【市民活動推進課】 【2.10.3】 (公共施設等の維持管理) ③④⑤⑥⑦ 長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う海津市公共施設等総合管理計画に基づき対策を進めていく。また、施設応急復旧対策等の調査マニュアルを作成するとともに、計画的に耐震化を実施していく。【企画財政課】 【2.11.1】 ⑩ 災害時の危険を回避するため一時的に避難する公園等については、適切な維持管理に努める。 【住宅都市計画課】 【2.11.1】 ⑫ 新設防火水槽については、耐震化を図る。【消防本部】 【2.11.1】

1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
(基幹道路の整備促進) ① 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の新架橋建設促進を、強く関係機関に働きかける。【建設課】 【2.1.1】 (総合的な治水・土砂災害対策の推進) ③ 水害対策では、地理的特性を踏まえて、広域避難を推進する。【危機管理課】 【2.2.1】 ⑤ 助命壇を資料として防災教育に活かすとともに、河川防災ステーション（河川防災拠点）等の整備促進を国に働き掛ける。【建設課・学校教育課・社会教育課】 【2.2.1】 (規制の検討) ④ 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の区域について、浸水被害軽減地区として指定することの検討を行う。【危機管理課】 【2.4.2】 (市民等への周知) ⑦ 千年に1回程度の大雨が降った場合（想定最大規模降雨）の浸水想定区域を市民に周知するとともに、指定緊急避難場所の見直しを検討する。【危機管理課】 【2.10.1】

(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

- ⑧ 水防法改正の趣旨を啓発し、浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難計画策定を支援する。
 【社会福祉課・高齢介護課・はつらつ・松風苑・危機管理課】 【2. 10. 1】
（訓練と防災教育の推進）
- ⑨ 継続して水防演習を実施する。【消防本部】 【2. 10. 3】
（公共施設等の維持管理）
- ⑩ 継続して重要水防箇所の巡視を実施する。【建設課・消防本部・危機管理課】 【2. 11. 1】
（施設等の長寿命化対策）
- ②⑥ 国・県に働きかけて、未整備区間や一部未完成の区間、老朽化した施設の河川改修、長寿命化対策を図る。【建設課】 【2. 11. 3】

1－3）大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

- （総合的な治水・土砂災害対策の推進）**
- ① 緊急性の高い箇所を中心に、砂防施設の整備を県に働きかける。【建設課】 【2. 2. 1】
（治山対策の推進）
- ④ 崩落や土砂流出等の危険性の発見に努め、治山施設の整備を県に働きかける。
 【農林振興課】 【2. 2. 3】
（規制の検討）
- ② 土砂災害のハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。
 【建設課・危機管理課】 【2. 4. 2】
（市民等への周知）
- ⑥ 災害種類別の指定緊急避難場所が明示された土砂災害ハザードマップを作成する。
 【建設課・危機管理課】 【2. 10. 1】
（訓練と防災教育の推進）
- ⑤⑦ さばう遊学館及び羽根谷砂防堰堤を拠点施設とし、土砂災害に関する知識や適切な避難方法など、市民への防災教育を進める。また、早めの避難を呼びかける。【建設課・危機管理課】 【2. 10. 4】
（公共施設等の維持管理）
- ③ 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的維持管理の実施を県に働きかける。
 【建設課】 【2. 11. 1】

1－4）津波等による人的被害の発生

- （総合的な津波対策）**
- ② 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に準じた支援を県に求めていくとともに、津波避難施設の整備を検討する。【危機管理課】 【2. 2. 2】
- ⑤ 河川施設の耐震化、構造を強化するなど、国に働きかける。【建設課】 【2. 2. 2】
（市民等への周知）
- ① 津波浸水想定を市報などに掲載することによって市民に周知するとともに、推進計画を策定する。
 【危機管理課】 【2. 10. 1】

⑥⑦ 県から出された津波浸水想定をもとに、津波ハザードマップを作成する。また、来訪客への周知に努める。【危機管理課】 【2. 10. 1】

(市民等への情報提供)

④ 津波等による人的被害を発生させないため、防災行政無線などにより、市民をはじめ木曽三川での漁業者や河川高水敷利用者などに避難に関する情報を伝達する。【危機管理課】 【2. 10. 2】

(公共施設等の維持管理)

③ 津波による影響があるとされる揖斐川に設置された4つの樋門・水門の老朽化・耐震対策を関係機関に働きかける。【建設課】 【2. 11. 1】

1－5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大

(道路情報の共有)

③ 2つの道の駅において、災害時における道路状況等を道路利用者に提供する。

【農林振興課】 【2. 1. 4】

(市民等への周知)

① 観光客の避難誘導マニュアルを作成する。また、外国人観光客のため、外国語標記のマニュアル作成を検討する。【商工観光課・危機管理課】 【2. 10. 1】

⑨ 避難行動要支援者名簿登録に係る同意書提出者数を増やすため、更なる市民への周知を行う。また、個別計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する。

【社会福祉課・高齢介護課】 【2. 10. 1】

⑩ 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを市報、講習会等を通じ市民に周知する。

【社会福祉課・高齢介護課・危機管理課】 【2. 10. 1】

(市民等への情報提供)

② 同報系防災行政無線の情報が家屋内にいても確実に伝達されるよう、更なる研究を行う。

【危機管理課】 【2. 10. 2】

⑥ 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、移動系無線については、新たな情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。【消防本部・危機管理課】 【2. 10. 2】

(訓練と防災教育の推進)

④⑧ 国土強靱化を図るうえで、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る。【危機管理課】 【2. 10. 3】

⑤ 就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を実践していく。【学校教育課・こども課】 【2. 10. 3】

(公共施設等の維持管理)

⑦ 同報系防災行政無線の適正な保守を図る。【危機管理課】 【2. 11. 1】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる

2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(応急給水体制の整備)

- ④ 応急給水を効率的に行うための体制の整備、応急給水資機材の備蓄をしておく。

【上下水道課】 【2. 7. 1】

(防災拠点の整備)

- ① 防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進めることにより、広域受援体制の強化を図る。

【危機管理課】 【2. 8. 1】

- ② 災害時に避難所や物流拠点となり得る2つの「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を図る。

【農林振興課】 【2. 8. 1】

(非常用物資の備蓄)

- ③ 生活必需物資や医療救護、緊急救護など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。【危機管理課】 【2. 8. 2】

- ⑥ 協定を締結するなどして、民間企業と連携して備蓄物資の強化を図る。【危機管理課】 【2. 8. 2】

- ⑥ 市営高齢者介護施設入所者の食料、飲料水、おむつ、医薬品など、常に3日～7日分を準備しておく。また、職員は、各自で備蓄しておく。【はつらつ・松風苑・秘書広報課】 【2. 8. 2】

- ⑦ 市では、帰宅困難者も想定して、更なる備蓄食料、飲料水を確保する。【危機管理課】 【2. 8. 2】

- ⑧ 各小中学校は、児童生徒3日分の食料等を備蓄しておく。【学校教育課】 【2. 8. 2】

(下水道BCPの整備)

- ⑤ 発災時の下水の排除、処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う。【上下水道課】 【2. 7. 5】

(訓練と防災教育の推進)

- ⑥ 家庭における備蓄は最低3日間、できれば1週間を目標に奨励しており、ローリングストックの啓発を図る。【危機管理課】 【2. 10. 3】

2-2) 孤立集落の発生

(道路ネットワークの整備)

- ① 侵入経路が1方向しかない地区に対して、洪水や土砂災害、震災による山腹崩壊などを考慮し、緊急時の避難ルートを検討など、必要な取り組みを進める。【建設課】 【2. 1. 2】

2-3) 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

(消防力の強化)

- ① 地域の防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防力を応援する取り組み等により、団員の確保を図る。【消防本部】 【2. 8. 3】

- ② 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。【消防本部】 【2. 8. 3】

- ③ 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。【消防本部】 【2. 8. 3】

(業務継続体制の整備)

- ⑦ 緊急消防援助隊の受援計画を作成する。【消防本部】 【2. 8. 3】

- ⑤ 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、非

常時優先業務と人員計画を明確にし、業務継続体制の強化を図る。【消防本部】 【2. 8. 4】

④ 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。【消防本部】 【2. 8. 4】

(地域の防災力強化)

⑥ 自主防災リーダーの育成などを通じて、自主防災組織の結成率を高める。【危機管理課】 【2. 10. 4】

2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(道路ネットワークの整備)

④ 広域的かつ大規模な災害の際に、道路インフラの被災により医療施設への緊急搬送等に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】 【2. 1. 2】

(災害医療・介護体制の充実)

① 大規模災害を想定しての訓練を実施するなどして、災害拠点病院等との連携体制の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】 【2. 5. 1】

② 平時から県域を越えた救急医療連携体制を図り、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。【健康課・消防本部】 【2. 5. 1】

(人材の確保・育成)

⑨ 関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】 【2. 5. 2】

(地域医療体制の充実)

⑩ 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化して、初動期訓練や情報伝達訓練を行うとともに、柔軟に対応できる実践的な方法を検討していく。【健康課】 【2. 5. 3】

⑩ 医療機関、医療救護所等での医療体制の確保が懸念されることから、発災時の医療機関等の被災状況を把握するため、情報連携を検討する。【健康課】 【2. 5. 3】

(体制の構築)

⑥ 高齢者見守りネットワーク体制を構築するため、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うことができるか、訓練するなどして検証する。

【高齢介護課】 【2. 5. 4】

⑤ 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていく。【高齢介護課・はつらつ・松風苑】 【2. 5. 4】

(福祉施設等への支援)

③ 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導を図る。【社会福祉課・高齢介護課】 【2. 5. 5】

(市公衆衛生体制の確立)

⑧ メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防の必要性を啓発し、市民意識の底上げを行っていく。【健康課】 【2. 5. 6】

(市民等への情報提供)

③ 避難行動要支援者施設へは、引き続き防災行政無線個別受信機を設置していく。また、現状に合わせた避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく。【危機管理課】 【2. 10. 2】

⑦ 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成しており、必要に応じて見直していく。【高齢介護課・健康課・保険医療課】 【2. 10. 2】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市役所職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(道路ネットワークの整備)

③ インフラの被災により庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの道路拡幅や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】【2.1.2】

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

② 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を計画的に推進する。【建設課】【2.2.1】

(再生可能エネルギーの推進)

④ 地域の重要な防災拠点を中心に、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

【企画財政課】【2.7.3】

(防災拠点の整備)

① 庁舎西館1階にある自家発電機の代替施設を検討する。【総務課】【2.8.1】

(業務継続体制の整備)

⑥ 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否、参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。【危機管理課】【2.8.4】

⑦ 海津市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。

【危機管理課】【2.8.4】

⑧ ICT部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。【総務課】【2.8.4】

(広域連携の推進)

⑤ 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町との連携の強化を図る。【危機管理課】【2.8.5】

(市民等への情報提供)

⑨ 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、移動系無線については、新たな情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。《再掲》

【消防本部・危機管理課】【2.10.2】

4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

(BCPの策定促進)

- ① 商工会と連携して企業のBCP策定の支援を行う。【商工観光課】【2.6.1】
- ② 農業法人へBCP策定に関するPRを行うとともに県が開催するBCP策定セミナー等の情報を周知する。【農林振興課】【2.6.1】

(本社機能の誘致・企業誘致)

- ③ 大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る。【商工観光課】【2.6.2】

(東京五輪への貢献)

- ④ 本市では、長良川サービスセンターにおいてボート競技などの事前キャンプの誘致を目指しており、国全体の強靱化に資する観点から、更なる役割の拡大を検討する。【スポーツ課】【2.6.3】

(ネットワークの強化)

- ⑥ 災害による輸送ネットワークへの影響を最小限にとどめるよう、商工会を通じて日頃より啓発しておく。【商工観光課】【2.6.4】
- ⑦ 各企業が、災害時でも様々なネットワークを通じて情報収集ができるよう、商工会を通じて啓発する。【商工観光課】【2.6.4】

(市民等への周知)

- ⑤ 観光客の帰宅困難者対策を検討する。【商工観光課】【2.10.1】

4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(基幹道路の整備促進)

- ①④ 基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジ、国道258号の4車線化などの整備促進を関係機関に働きかける。【建設課】【2.1.1】
- ② 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の新架橋建設促進を、強く関係機関に働きかける。《再掲》【建設課】【2.1.1】

(養老鉄道養老線との連携、存続支援)

- ⑥ 養老鉄道養老線が地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。【市民活動推進課】【2.1.3】

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- ③ 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策を国・県に働きかける。【建設課】【2.2.1】

(市民等への周知)

- ⑤ 養老鉄道養老線と連携し、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策を検討する。【市民活動推進課】【2.10.1】

4－3）食料や物資の供給の停止

（農業関係施設の防災対策）

- ② 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する。

【農林振興課】 【2. 3. 1】

（非常用物資の備蓄）

- ① 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制を維持しており、体制の維持・拡大を図る。【危機管理課】 【2. 8. 2】

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（道路情報の共有）

③⑥ 豪雨等の風水害に備え、道路管理者と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。

＜電力会社、ガス会社、情報通信事業者＞【建設課】【2.1.4】

（上下水道の施設の地震対策、老朽化対策）

⑦ 上水道施設は、市上水道事業見直し基本計画、管路更新計画に基づき計画的に更新する。施設の耐震化は、更新時期に合わせて実施する。なお、海津・平田地域、南濃地域は、それぞれ連絡管路により送水が可能となっている。【上下水道課】【2.7.2】

⑧ 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づき計画的な施設の改築更新・耐震化を進め、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止の未然防止を図る。【上下水道課】【2.7.2】

（再生可能エネルギーの推進）

④ 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策の在り方について災害種類別に検討を進める。【企画財政課】【2.7.3】

（事業者の災害対応力強化）

① 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。＜電力会社＞【2.7.4】

② 災害時に必要なLPガスの調達及び安全供給を行うため、（社）岐阜県エルピーガス協会と協定を締結しており、引き続き安定供給が図られるよう推進する。＜ガス会社＞【2.7.4】

⑤ 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新、追加配備を引き続き計画的に推進する。

＜情報通信事業者＞【危機管理課】【2.7.4】

（非常用物資の備蓄）

⑨ 停電に備えた発電機、照明、ラジオ等、また上下水道機能停止に備えて簡易トイレ等を計画的に整備する。【危機管理課】【2.8.2】

（下水道BCPの整備）

⑩ 下水道施設の耐震化が未了の中、大規模地震発生時に必要な業務を的確に行うため、下水道BCPを策定し、更に実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する。【上下水道課】【2.7.5】

5-2) 地域交通ネットワークの分断

（道路ネットワークの整備）

① 本市においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存している。大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により、市管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワーク整備を着実に進める。【建設課】【2.1.2】

(道路情報の共有)

④ 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行う。【建設課】 【2. 1. 4】

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

② 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を国・県に働きかける。【建設課】 【2. 2. 1】

(農林道の整備)

⑤⑥ 「岐阜県森林作業道施設指針」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理に努める。【農林振興課】 【2. 3. 2】

(道路施設の維持管理)

③ 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、市管理施設については、計画的な点検・補修等を実施する。また、国・県管理施設については、長寿命化対策をそれぞれ働きかける。

【建設課】 【2. 11. 2】

6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1) ため池、堰堤、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

② 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策の整備を国・県に働きかけるとともに、ソフト対策を適切に推進する。【建設課】【2.1.2】

④ 大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組むよう、国・県等関係機関に働きかける。【建設課】【2.1.2】

(治山対策の推進)

⑤ 山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林整備及び保全を推進するとともに、岐阜県治山事業実施要領に基づき、市内治山要望箇所を取りまとめ、県へ要望していく。

【農林振興課】【2.2.3】

(農業関係施設の防災対策)

⑥ 関係機関と連携し、農業用排水機場の耐震化、液状化対策を推進する。【農林振興課】【2.3.1】

(農業ため池の防災対策)

① 一斉点検を通じて施設の現状を把握するとともに、豪雨や地震に対して被災する可能性や周辺への影響度を改めて確認し、今後の効率的かつ重点的なため池の防災・減災対策に活用する。

【農林振興課】【2.3.3】

(施設等の長寿命化対策)

③ 市内には、多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を国・県に働きかける。

【建設課】【2.11.3】

6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(治山対策の推進)

⑤ 崩壊や土砂流出の高い箇所を把握するとともに、治山えん堤、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進めるよう、県に働きかける。【農林振興課】【2.2.3】

(農地・農業水利施設等の適切な保水管理)

① 農村地域において、農地が有する保水効果など、国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保水管理につながる取り組みを支援する。【農林振興課】【2.3.4】

② 農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。【農林振興課】【2.3.4】

(災害に強い森林づくり)

④ 「市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。【農林振興課】【2.3.5】

③ 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を進める。【農林振興課】【2.3.6】

③ 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備を計画的に推進する。【農林振興課】【2.3.6】

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(地籍調査の実施)

③ 一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界等の調査と面積測量を行い、地籍簿・地籍図を作成し、登記簿上の地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。【住宅都市計画課】 【2. 4. 3】

(災害廃棄物対策)

① 災害廃棄物処理計画の改定を行う。【環境課】 【2. 9. 1】

(有害物質対策)

② アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。【環境課】 【2. 9. 1】

(農地の復旧・復興)

④ 早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。【農林振興課】 【2. 3. 6】

7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの活動支援)

① 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れの生ずることがないように、必要な資機材を支援するルールや備蓄方法等において検討を行い、仕組みづくりを進める。

【社会福祉課】 【2. 8. 6】

(防災人材の育成)

② 地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る。【危機管理課】 【2. 10. 6】

(建設業の担い手育成・確保)

③ 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備や工事施工時期の平準化などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。【建設課】 【2. 10. 7】

(迅速な被害認定)

④ 被害認定調査を行う職員を育成するとともに、市災害対応マニュアルを基本として迅速なり災証明書の発行に努める。【税務課】 【2. 8. 7】

7-3) 幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

③ 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするために、河川等のハード対策整備を国・県に働きかける。【建設課】 【2. 2. 1】

(施設等の長寿命化対策)

①② 海津市橋梁長寿命化修繕計画を基に、予防的な修繕により長寿命化を図ることによって道路ストックを保全するとともに、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図る。【建設課】 【2. 11. 3】

7-4) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(仮設住宅、復興住宅の供給)

⑥ 仮設住宅、復興住宅として活用可能な空間を把握しておく。また、運用にあたっては、コミュニティを重視することとする。【住宅都市計画課】 【2. 4. 4】

(地域の防災力強化)

② 地域の問題を地域で解決できるよう、コミュニティ意識の醸成を図る。

【市民活動推進課】 【2. 10. 5】

④ 大規模災害時における事例などを検証し、市民の手による防犯対策を促進する。

【市民活動推進課】 【2. 10. 5】

(防災人材の育成)

③ 研修などを通じて、防災リーダーや自主防災組織等を育成するとともに、市民ボランティアの活動支援、ネットワークづくりを推進する。【危機管理課】 【2. 10. 6】

① 避難所運営組織における HUG 訓練等を通じて課題を洗い出し、ケーススタディを行う。

【危機管理課】 【2. 10. 6】

◎海津市地域強靱化計画の策定経緯

平成 28 年

2 月 23 日 **平成 27 年度 防災会議**

○防災会議（部会を含む。）等における議論も踏まえ、国土強靱化地域計画（（仮称）海津市地域強靱化計画）を平成 28～29 年度の 2 か年で策定することを承認

2 月 25 日 平成 28 年市議会第 1 回定例会

○市長施政方針において「国土強靱化計画地域計画の策定作業に着手する。」と表明

3 月 3 日 議員全員協議会

○防災会議の結果報告（市地域強靱化計画の策定についても説明）

4 月 1 日 「海津市防災委員会設置要綱」の一部改正

○地域強靱化計画の検討組織とするため、第 1 条の設置において「大規模災害等に対する備え等を検討するため」の文言を明記

4 月 26 日 平成 28 年度 第 1 回防災委員会

○熊本地震の現地報告、防災委員の役割、市地域強靱化計画について等

4 月 28 日 「海津市地域強靱化計画推進本部設置要綱」の制定

6 月 3 日 中日新聞に掲載される。

○タイトル「国土強靱化地域計画、県内自治体で初 海津市が策定へ」

6 月 19 日 自主防災リーダー研修会

○テーマ：地区の脆弱性と減災対策について（コミュニティ組織代表者らによるワークショップ） 講師：名古屋大学減災連携センター 特任准教授

6 月 27 日 国土強靱化地域計画説明会（兼・第 1 回地域強靱化計画推進本部会議、第 2 回防災委員会）

○講 師：内閣官房国土強靱化推進室 参事官補佐

○参加者：市議会議員、市職員（幹部・防災委員など約 70 名）

7 月 29 日 平成 28 年度第 1 回地域強靱化計画推進本部幹事会、第 3 回防災委員会合同会議

○地域強靱化計画の位置付けについて

○計画のテーマと主な内容について

8 月 2 日 **平成 28 年度 防災会議第 3 部会（活動体制）**

○計画の概要説明など

8 月 3 日 平成 28 年度第 2 回地域強靱化計画推進本部会議

○地域強靱化計画の位置付けについて

○計画のテーマと主な内容について

10 月 20 日 **平成 28 年度 防災会議第 2 部会（人命保護）**

○計画の概要説明など

10 月 21 日 平成 28 年度第 4 回防災委員会

○リスクシナリオの設定（案）について

○「災害対応マニュアル」の検証

11 月 2 日 平成 28 年度第 15 回部局長会議（兼・第 3 回地域強靱化計画推進本部会議）

○リスクシナリオの設定（案）について

11 月 10 日 **平成 28 年度 防災会議第 1 部会（予防対策）**

○計画の概要説明など

12 月 19 日 平成 28 年度第 5 回防災委員会

○脆弱性調査について

○「地震の知識」・講師：岐阜地方気象台次長

12月21日 平成28年度第18回部局長会議（兼・第4回地域強靱化計画推進本部会議）

○脆弱性の分析・評価について

12月22日 国土交通省が木曽川流域の新たな浸水想定図を公表

平成29年

1月4日 岐阜県防災課等と地域強靱化計画の進捗状況につき意見交換

1月11日 MRPG 多国間レジリエンス政策グループが視察

○各国（オーストラリア、カナダ、ドイツ、ニュージーランド、シンガポール、スウェーデン、イギリス、アメリカ）の危機管理・レジリエンスの実務者、国内研究者が市長と意見交換及び市内を視察（内閣官房、国土交通省が随行）

2月1日 木曽川下流河川事務所が管内8市町を対象にアンケート調査（これからの高潮・洪水災害に備えるための住民意識調査）を実施

2月2日 平成28年度第22回部局長会議（兼・第5回地域強靱化計画推進本部会議）

○平成28年度防災会議への議案について

2月10日 平成28年度第6回防災委員会

○「歴史に学ぶ津津市の過去の災害について」・講師：歴史民俗資料館学芸員

○第2次総合計画と地域強靱化計画との整合性について

2月14日 **平成28年度市防災会議**

○地域強靱化計画の策定状況を説明

2月15日 平成28年度第23回部局長会議

○防災会議の結果について報告

2月21日 議員全員協議会にて、防災会議の結果報告

4月3日 岐阜県防災課等と地域強靱化計画の進捗状況につき意見交換

4月6日 平成29年度第1回地域強靱化計画推進本部幹事会

○進捗状況について

○市民の意見集約について（ペイオフマトリクス方式によるワークショップ）

4月18日 平成29年度第1回防災委員会

○「土砂災害について（さぼう遊学館）」・講師：岐阜大学 名誉教授

○「地域強靱化計画について」

4月24日 岐阜県と「津波浸水想定について」打ち合わせ

5月2日 平成29年度第3回部局長会議（兼・第1回地域強靱化計画推進本部会議）

○地域強靱化計画の進捗状況について

○各種指標と対応方策の検討について

6月2日 岐阜県と「津波浸水想定について」第2回打ち合わせ

6月16日 平成29年度第2回防災委員会

○「L2 浸水被害想定について」・講師：木曽川下流河川事務所 副所長

○地域強靱化計画（案）について

6月21日 平成29年度第6回部局長会議（兼・第2回地域強靱化計画推進本部会議）

○地域強靱化計画の進捗状況について ○地域強靱化計画（案）について

7月21日 平成29年度 防災会議第1部会（予防対策）

○地域強靱化計画（案）について

- 7月21日 議員全員協議会にて「岐阜県津波浸水想定」の概要報告
- 7月28日 岐阜県による「岐阜県津波浸水想定」公表
- 8月2日 平成29年度第3回防災委員会
- 気象の基礎知識と情報活用について ・講師：(株)ウェザーニューズ気象予報士
 - 強靱化計画について（リスク対応方策の検討）
- 8月16日 平成29年度第10回部局長会議
- 津波浸水想定説明会（岐阜県防災課）
- 9月14日 平成29年度 防災会議第2・3部会（人命保護・活動体制）
- 地域強靱化計画（案）について

海津市地域強靱化計画策定に係る検討組織

○海津市防災会議

- ・市長、西濃県事務所長兼地域危機管理監、木曽川下流河川事務所長、海津警察署長、市議会議長、市自治連合会会長、市消防団長、市医師会会長、市社会福祉協議会会長、市女性防火クラブ会長、市赤十字奉仕団委員長、女性の代表（食生活改善協議会）、NTT 西日本岐阜支店災害対策室長、中部電力（株）大垣営業所長、副市長、教育長、危機管理監、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設水道部長、教育委員会事務局長、会計管理者、議会事務局長、消防長
- ・アドバイザー：岐阜大学工学部 能島教授、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所 阪本准教授、岐阜大学流域圏科学研究センター 小山准教授

○防災会議第一部会（予防対策）

- ・市自治連合会代表、養老鉄道（株）代表、名阪近鉄バス乗合バス営業部代表、スイトロバール（株）代表、にしみの農業協同組合代表、市商工会代表、木曽川下流河川事務所代表、西濃県事務所代表、校長会代表、教育委員会事務局長、産業経済部長、市民環境部長、建設水道部長、農業委員会事務局長、危機管理監
- ・アドバイザー：岐阜大学工学部 能島教授

○防災会議第二部会（人命保護）

- ・市自治連合会代表、市医師会代表、市薬剤師会代表、市歯科医師会代表、民生委員代表、福祉推進委員代表、赤十字奉仕団代表、女性の代表（食生活改善協議会）、市社会福祉協議会代表、健康福祉部長、市民環境部長、監査委員事務局長、消防長、危機管理監
- ・アドバイザー：兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所 阪本准教授

○防災会議第三部会（活動体制）

- ・市自治連合会代表、NPO 法人・海津工匠組合代表、市女性防火クラブ代表、市消防団長、海津警察署代表、中部電力（株）大垣営業所代表、西日本電信電話（株）岐阜支店代表、消防長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、危機管理監
- ・アドバイザー：岐阜大学流域圏科学研究センター 小山准教授

○海津市地域強靱化計画推進本部

- ・市長、副市長、教育長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設水道部長、危機管理監、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、健康福祉部次長（施設）

○海津市地域強靱化計画推進本部幹事会

- ・危機管理監、危機管理課長、企画財政課長、社会福祉課長、農林振興課長、上下水道課長、市民課長、消防次長、教育総務課長

○防災委員会（ワーキンググループ）

- ・危機管理監、危機管理課長、秘書広報課、企画財政課、総務課、税務課、市民課、市民活動推進課、環境課、社会福祉課、高齢介護課、健康課、保険医療課、サンリバーはつらつ、サンリバー松風苑、農林振興課、商工観光課、建設課、住宅都市計画課、上下水道課、教育総務課、学校教育課、こども課、社会教育課、スポーツ課、会計課、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会総務課、消防課

◎近世以降における主な災害（資料：海津市歴史民俗資料館）

（風水害）

- 1586（天正 14）：木曽川大洪水。各務原市前以西の河道が変わる。
高須輪中で水深 6 メートル
- 1650（慶安 3）：木曽川大洪水。「ヤロカの大水」「枝広の洪水」。
大垣藩領にて約 1,500 人の死者。志津の鍛冶屋谷、河戸の温泉（寒窓寺温泉）
が潰れた。
- 1753（宝暦 3）：木曽川洪水。金廻、森下、内記、石亀、萱野で輪中堤が決壊。
津谷川沿い志津新田も破堤。
- 1815（文化 12）：大垣輪中・高須輪中破堤入水。高須藩の死者数は 570 人～580 人。
- 1896（明治 29）：豪雨。大小河川ことごとく増水し、堤防いたるところ決壊。
今尾鯰池、勝賀破堤、入水。
- 1934（昭和 9）：室戸台風
- 1945（昭和 20）：枕崎台風
- 1952（昭和 27）：ダイナ台風。堤防決壊により海津郡 7 か町村に被害
- 1959（昭和 34）：伊勢湾台風（台風 15 号）。愛知、岐阜、三重の被害は史上最大級。
死者・行方不明者は 5,098 名に及ぶ。
- 1961（昭和 36）：梅雨前線豪雨。高須の日降水量 363 ミリ（26 日）
- 1961（昭和 36）：第二室戸台風
- 1976（昭和 51）：台風 17 号。安八町森部地内で長良川決壊

(地震)

- 1707 (宝永 4) : M8.4。わが国最大級の地震の一つ。
少なくとも死者2万人、倒壊・流出家屋それぞれ6万戸。
- 1819 (文政 2) : M7.4。近江八幡で倒壊家屋82、死者5。木曽川下流域では香取(桑名市)で倒壊40、金廻では皆受寺が倒壊し死者70人。高須輪中の堤防が崩れる。高須で3~4軒潰れる。
- 1854 (安政元) : 安政東海地震。M8.4。家屋倒壊・消失約3万戸、死者2~3千人
- 1854 (安政元) : 東海地震の約32時間後に発生。M8.4。大津波
- 1891 (明治24) : 濃尾地震。M8.0。わが国の内陸地震としては最大級。
建物全壊14万戸以上、半壊8万戸以上、死者7,200人以上。
名古屋など都市部では、近代化のレンガ建物の倒壊が目立つ。
海津町の益友学校・温故学校・成章学校の校舎倒壊。
- 1923 (大正12) : 関東大震災。M7.9。死亡者の約9割の方が火災で亡くなった。
- 1944 (昭和19) : 東南海地震。三重県沖。M7.9。東海4県内で死者・不明者1,200人以上。
家屋全壊17,500戸以上。
- 1945 (昭和20) : 三河地震。M6.8
- 1946 (昭和21) : 南海地震。和歌山県沖。M8.0。西江国民学校校舎ほぼ全壊
- 1948 (昭和23) : 福井地震。M7.3。岐阜震度6
- 1961 (昭和36) : 北美濃地震。M7.0
- 1995 (平成 7) : 阪神・淡路大震災。M7.3。死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなる。
- 2011 (平成23) : 東日本大震災。M9.0。巨大地震と最大遡上高40mを超える大津波。
帰宅困難者の発生。ガソリン不足が深刻な問題に。

◎活用したアンケート調査

- 「これからの水災害に備える住民意識調査」
(平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月)
- 「海津市創生総合戦略に係るアンケート調査」
(平成 27 年 6 月)
- 「総合計画策定に向けた市民意識調査」
(平成 27 年 10 月～11 月)

○海津市防災会議条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 22 日条例第 5 号

平成 24 年 3 月 16 日条例第 6 号

平成 24 年 6 月 15 日条例第 19 号

平成 25 年 12 月 20 日条例第 37 号

平成 26 年 9 月 26 日条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、海津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員並びにアドバイザー)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 議会議長
- (4) 自治連合会長
- (5) 市長がその部局内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 会長は、必要があると認めるときは、前各項に定める委員のほか、アドバイザーを置くことができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、防災に関する団体を代表する者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、専門委員及びアドバイザーは、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(報告)

第7条 防災会議は、第2条第1号に規定する海津市地域防災計画を作成し、又は修正したときは速やかに議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第37号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 4 月 28 日

訓令甲第 9 号

(設置)

第 1 条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号)第 13 条に基づき本市における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「地域強靱化計画」という。)を策定し、もって国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海津市地域強靱化計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域強靱化計画の策定及び推進に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長等)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部に関する事務を掌理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、関係部局の職員又は有識者等を会議に出席させることができるものとする。

(幹事会)

第 6 条 推進本部の会議に付すべき議案を検討及び調整するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、危機管理監をもって充て、幹事会を総括する。

4 副幹事長は、危機管理課長をもって充て、幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

7 幹事長は、必要に応じ、関係課の職員又は有識者等を会議に出席させることができるものとする。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務局は、危機管理課に置く。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

危機管理監
総務部長
市民環境部長
健康福祉部長
産業経済部長
建設水道部長
議会事務局長
会計管理者
教育委員会事務局長
消防長
監査委員事務局長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
次長

別表第2(第6条関係)

企画財政課長
社会福祉課長
農林振興課長
上下水道課長
市民課長
消防次長
教育総務課長

(設置)

第 1 条 海津市防災計画の情報共有を図るとともに、大規模災害等に対する備え等を検討するため、海津市防災委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条に規定する目的を達成するために必要な検討及び提案を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、35 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる課等の職員のうち、当該所属の長が推薦するものをもって充てる。

- (1) 秘書広報課
- (2) 企画財政課
- (3) 総務課
- (4) 税務課
- (5) 市民課
- (6) 市民活動推進課
- (7) 環境課
- (8) 社会福祉課
- (9) 高齢介護課
- (10) 健康課
- (11) 保険医療課
- (12) サンリバーはつらつ
- (13) サンリバー松風苑
- (14) 農林振興課
- (15) 商工観光課
- (16) 建設課
- (17) 住宅都市計画課
- (18) 上下水道課
- (19) 教育総務課
- (20) 学校教育課
- (21) こども課
- (22) 社会教育課
- (23) スポーツ課
- (24) 会計課
- (25) 監査委員事務局
- (26) 農業委員会事務局
- (27) 議会総務課

(28) 消防課

- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める課等以外の職員で委員会への参画を希望する職員がいるときは、これを委員とすることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、年度の中途において委員となった者の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員のほか、委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 委員長は、事務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、危機管理局危機管理課長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、危機管理局危機管理課が行う。

(補則)

- 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(初めて選任する委員の任期)

- 2 この訓令の施行後初めて選任される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、選任の日から当該年度の末日までとする。

附 則(平成28年3月29日訓令甲第6号)

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。